

2021年度
日本法社会学会
学術大会
プログラム

Web開催

2021年5月21日（金）・22日（土）・23日（日）

日本法社会学会 2021年度学術大会のご案内

日本法社会学会2021年度学術大会を、2021年5月21日（金）・22日（土）・23日（日）の3日間にわたって、インターネット上のテレビ会議システムを用いて開催いたします。

本来であれば、東洋大学を会場として開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染の広がりの方が思わしくなく、Web開催とすることについてご理解を賜りたく存じます。

会員の皆様および聴講を希望される非会員のみなさまにおかれましては、学会ウェブサイト（<http://www.jasl.info/>）にてご出欠およびご出席予定のセッション等をご登録いただきますようお願い申し上げます。

プログラムを構成する各分科会・シンポジウム等を開催するテレビ会議システムの接続先情報については、準備が整い次第、このプログラムの更新版、学会ウェブサイトおよび電子メールにてご案内いたします。

プログラム全般については、学術大会運営委員長の木下麻奈子会員（jasl.conference@mail.doshisha.ac.jp）までお問い合わせください。

日本法社会学会 会員総会のご案内

5月22日（土）13時30分より、会員総会がテレビ会議システムを用いて開催されます。会議室情報については、後日ご案内致しますので、会員のみなさまにおかれましてはご出席をお願い致します。

懇親会のご案内

5月22日（土）のプログラム終了後、テレビ会議システムを用いた懇親会を開催致します。開催方法などを検討中ですので、決まり次第、このプログラムの更新版、学会ウェブサイトあるいは参加申込をいただいた方宛の電子メール等にてご案内いたします。

日 時：5月22日（土） 夕刻

（学術大会終了後の18時30分頃からを予定）

参加者アクセス先

【準 備 中】

報告レジュメ・資料の配付について

各分科会・シンポジウム等の報告レジュメや資料につきましては、Webサイトを経由して提供致します。準備ができ次第、このプログラムの更新版、学会ウェブサイトおよび電子メールにてご案内いたしますので、各自必要に応じてダウンロードしてご参照下さい。

Webテレビ会議室について

各分科会・シンポジウム等で用いられるテレビ会議システムは、主としてZoomの利用を予定していますが、各分科会ではコーディネータの事情により、他のシステムが使われることがありますのでご承知おきください。

プログラムの読み方

今回の学術大会のプログラム（本誌）は、印刷を前提とせず、PDFファイルのしおり機能を使って、ご利用いただくことを想定して作られています。

ブラウザやadobe reader等の対応ソフトで左側のしおりアイコン（リボンのようなアイコン）や一覧リストの中のツリーアイコンをクリックすると、目次のようなリストが現れます。それをクリックしていただくと、そのページにジャンプします。

○プログラム一覧：日付の午前・午後にまとめた一覧が掲載されています。

○プログラム詳細：分科会・シンポジウム等の概要（報告者ごとの報告概要）が掲載されています。

○セッション番号：分科会・シンポジウム等の冒頭についている数字は、セッションの開催時間を示すための番号です。下記のように、番号を振っています。この番号を手がかりにしおり機能を利用すると、プログラム詳細を見出しやすくなります。

03X=5/21午後 11X=5/22午前 13X=5/22午後 21X=5/23午前 23X=5/23午後

○しおりで表示されるページに次ページがある場合、そのページの右下に▼印がついています。

プログラム一覧

5/21 (金)

13:00-17:00

031.若手ワークショップ

「研究の国際化の意義・方法・課題」

コーディネーター

石田京子, 李英, 杉田和正

太田勝造「研究の国際化の意義・方法・課題」

山口絢「若手研究者による国際会議での報告の経験談・心得」

石田京子「国際会議でのプレゼンや議論のスキルを学ぶ」

「若手会議」

9:30-12:30

【Parsons 社会学の再発見】	【現代日本社会における人々の紛争経験：超高齢社会の紛争経験と司法政策プロジェクト『紛争経験調査』の知見を踏まえて】	【コロナ禍の中小企業支援をめぐる法と法曹】	【被害者と加害者をつなぐ法】	
コーディネータ・司会 樫村志郎	コーディネータ・司会 阿部昌樹	コーディネータ・司会 金子由芳	コーディネータ・司会 平山真理	司会 米田憲市
樫村志郎「Parsons 社会学の再発見—Garfinkel のParsons’ Primer の読解から」	佐藤岩夫「プロジェクトの概要」	飯考行「コロナ危機の法社会学」	藤本亮「関係性の修復と法～企画趣旨～」	安藤泰子「国際刑法における刑罰権の構造的把握に関する考察—法社会学の発展のなかで—」
菅野昌史「Parsons’ Primer から法のエスノメソドロロジー研究への示唆」	杉野勇「紛争ピラミッドの12年」	高井章光「コロナ禍の中小企業支援と弁護士役割」	平山真理「わが国における修復的司法の現状と今後の展望」	許仁碩「デモ低迷期における公安警察の言説：規制必要性の再生産を中心に」
久保秀雄「Parsons社会学からみたエスノメソドロロジー：相互補充と相乗効果の可能性」	濱野亮「弁護士相談の規定要因とその近年の変化——コネの有無を中心に」	赤西芳文「コロナ禍における事業支援と特定調停の役割・課題」	黒澤睦「刑事手続は被害者と加害者の関係修復の場となり得るのか」	久米一世「スコットランドにおける土地関連法改革に関する一考察」
池谷のぞみ「『時間と空間を超える秩序』の実践的マネジメント」	阿部昌樹「紛争終結のパターン」	川嶋四郎「コロナ禍の中小企業支援における法的セーフティネットの形成—手続のIT化と弁護士・地域金融機関の役割を中心に」	鴨下智法「修復的司法の現場から（仮）」	今井聖「『いじめ』の定義と事実認定の実践：自死事案における調査委員会の『困難』をめぐる」
西澤弘行「パーソンズ・EMCA・文化人類学」	鹿又伸夫「専門機関への相談とトラブル解決費用——地獄の沙汰も金次第？」	豊島ひろ江「コロナ禍における紛争解決手続のIT化と更なる発展への期待」	斎藤章佳「加害者臨床における修復的司法アプローチの試み—性犯罪被害者と加害者の対話プログラムから見えてきたこと」	小田桐忍「戦後日本法学の教育学的レガシー」
	土屋明広「高齢者の紛争経験と対応行動」	金子由芳「コロナ禍の中小企業支援：アジア諸国の状況」	小佐井良太「指定討論」	

12:30-13:30 昼食

12:30-13:30 121.女性ランチョン

13:30-14:30 122.会員総会

14:30-18:00

<p>【刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する総合的分析：ウェブ調査とインタビュー調査によって】</p> <p>コーディネータ・司会 宮澤節生</p> <p>武士俣敦「ウェブ調査データの分析—その1—」</p> <p>久保山力也「ウェブ調査データの分析—その2—」</p> <p>上石圭一「ウェブ調査データの分析—その3—」</p> <p>畑浩人「第一期インタビューによる分析の第二期～第四期インタビューによる深化—その1—」</p> <p>宮澤節生「第一期インタビューによる分析の第二期～第四期インタビューによる深化—その2—」</p> <p>高平奇恵「コメント」</p> <p>池永知樹「コメント」</p>	<p>【福島原発事故と社会科学——10年間の振り返りとこれから】</p> <p>コーディネータ・司会 大坂恵里</p> <p>渡辺淑彦「原発事故10年～原子力損害賠償実務において残された課題」</p> <p>関礼子「ふるさと剥奪被害の現在——社会学の視点から」</p> <p>除本理史「賠償政策の10年を検証する」</p> <p>大坂恵里「大規模災害における被害救済——法学の視点から」</p> <p>飯考行「コメント」</p> <p>須網隆夫「コメント」</p>	<p>【民事訴訟利用者の行動と態度】</p> <p>コーディネータ・司会 太田勝造</p> <p>佐伯昌彦「『和解の成立要因としての当事者および弁護士の意識』の再現研究」</p> <p>森大輔「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図の関係——裁判未経験者と経験者の比較」</p> <p>平田彩子「司法システムと自然人・法人——自然人原告の訴訟経験は自然人被告と法人被告で異なるか——」</p> <p>佐藤伸彦「訴訟利用調査における自由回答データの分析——裁判制度を利用した利用者のニーズや期待——」</p> <p>飯田高「総括とコメント」</p>	<p>【ソーシャルメディアと法：つながりと分断】</p> <p>司会 藤田政博</p> <p>藤本亮「人間関係の変容とSNSの隆盛～企画趣旨～」</p> <p>藤代裕之「ミドルメディアと情報統合」</p> <p>成原慧「つなぐ/切り離すSNSと法」</p> <p>松尾陽「メディアとしての法，メディアとしてのアーキテクチャ」</p> <p>尾崎一郎「指定討論」</p>
--	---	--	---

18:05-19:30 141.懇親会

9:00-12:00

<p>【裁判員制度における評議のグッド・プラクティスを探求する】</p> <p>オルガナイザー・司会 北村隆憲</p> <p>三島聡「裁判員裁判の評議における裁判官の主要課題とその対応策」</p> <p>森本育代「裁判官と裁判員を『チーム』にする実践」</p> <p>北村隆憲「評議における相互理解の達成と技法」</p> <p>小宮友根「『対等な』議論のための『非対称な』相互行為」</p> <p>國井恒志「コメンテーター1」</p> <p>サトウタツヤ「コメンテーター2」</p>	<p>【法社会学からみた科学・学術、政治、法のダイナミクス】</p> <p>コーディネータ・司会 木下麻奈子</p> <p>木下麻奈子「企画の趣旨：法社会学からみた科学・学術、政治、法のダイナミクスとは」</p> <p>小林哲郎「メディアと世論形成：分断と極性化の視点から」</p> <p>見平典「司法と政治の交錯」</p> <p>郭薇「立法過程における法学者のかかわり方に関する一考察：「知識提供」から「意見調整」へ」</p> <p>出口雄一「法学における戦時と戦後——立法・解釈・『科学』」</p> <p>小林傳司「『誤りうる科学技術を正當に科学技術として扱う』とは？」</p> <p>城山英明「ディスカッサント(1)」</p> <p>高橋裕「ディスカッサント(2)」</p>	<p>【リーガル・マインドの脳科学】</p> <p>コーディネータ・司会 加藤淳子</p> <p>浅水屋剛「法学における脳神経科学研究：法専門家と非法専門家の判断（仮題）」</p> <p>加藤淳子「社会科学における脳神経科学研究：法的判断と日常的判断（仮題）」</p> <p>太田勝造「認知脳科学と法実務」</p> <p>稗田雅洋「裁判員裁判経験のある裁判官からのコメント」</p>	<p>司会 金子由芳</p> <p>佐々木通孝「最高裁判決が遺伝子の特許権に及ぼした影響 — Myriad事件を題材にした実証分析 —」</p> <p>井上由里子・佐々木通孝・吉岡（小林） 徹「わが国の標識関連紛争における『需要者アンケート』の利用実態 — 日本商標協会会員対象の実態調査に基づく分析 —」</p> <p>金子宏直「法学教養科目を取り巻く環境 — 国立大学法人を例として -」</p> <p>齋藤宙治「面会交流・養育費の取り決め及び履行の変容」</p>
---	--	---	--

12:00-13:00 昼食

5/23 (日)

231.全体シンポジウム

13:00-16:50

【つなぐ法・きりはなす法】

司会

見平典・齋藤宙治

藤本亮「つなぐ法ときりはなす法～企画趣旨」

山本龍彦「憲法学におけるプライバシー権論の展開と『つながり』」

石田慎一郎「African litigiousnessのとらえ方：民族誌の新しい比較」

郭薇「法学は公共的議論にとって有用か：『ファクトチェック』と法律家の情報発信」

久保秀雄「指定討論」

16:50-17:00 241.理事長閉会挨拶

プログラム詳細

5月21日（金）
13:00-17:00

031. 若手ワークショップ

コーディネーター：石田京子（早稲田大学），李英（大阪大学），杉田和正（早稲田大学）

第一部 「若手研究者がめざす研究の国際化を身近なものに」

趣旨：若手研究者による国際会議での報告を主題に，国際的視野をもつ研究者になるための心構え等について講演するとともに，報告の事前準備，国際会議への対処の方法，若手研究者ならではの課題などを紹介し，英語によるプレゼンや議論など国際会議での報告のため必要なスキルについてコーチングや実践的なアドバイスを行う。

①研究の国際化の意義・方法・課題

講演者：太田勝造（明治大学）

内容：在外研究など多様な国際的学術交流を含む，国際的視野をもつ研究者になるための心構え等について講演する。

13:10～13:40：講演

13:40～14:10：自由討論

14:10～14:15：休憩

②若手研究者による国際会議での報告の経験談・心得

講演者：山口絢（日本学術振興会特別研究員RPD，東京大学）

内容：若手研究者の視点から，報告の事前準備，国際会議への対処の方法，若手研究者ならではの課題などを紹介する。

14:15～14:45：講演

14:45～15:15：自由討論

15:15～15:25：休憩

③国際会議でのプレゼンや議論のスキルを学ぶ

講師・コーディネーター：石田京子（早稲田大学）

内容：英語によるプレゼンや議論など国際会議での報告のため必要なスキルについてコーチングや実践的なアドバイスを行う。

15:25～16:55：講義＋ワークショップ

第二部 若手会議

事務的事項の確認のほか，時間があれば今後の若手ワークショップについて話し合う。

5月22日(土)

9:30-12:30

- 111. ミニシンポジウム①「Parsons 社会学の再発見」
- 112. ミニシンポジウム②「現代日本社会における人々の紛争経験」
- 113. ミニシンポジウム③「コロナ禍の中小企業支援をめぐる法と法曹」
- 114. 企画関連ミニシンポジウム(1)「被害者と加害者をつなぐ法」
- 115. 個別報告分科会①

12:30-13:30	昼食
12:30-13:30	121. 女性ランチョン
13:30-14:30	122. 会員総会

コーディネータ・司会 榎村志郎（神戸大学）

●榎村志郎（神戸大学）

「Parsons 社会学の再発見—Garfinkel のParsons’ Primer の読解から」

20世紀半に大いに参照されたParsonsの社会学理論はその影響力を失って久しいが、現代の社会学の一部の基礎を構成している。近年、Parsons社会学の研究の深まり・広がりを受けてその理論的遺産の再評価の可能性がある。そうした可能性の一部は、Hamilton編Talcott Parsons: Critical Assessments (1992), Trevino編 Talcott Parsons on Law and the Legal System (2008), Gerhardt, The Social Thought of Talcott Parsons (2011)等により示されている。法社会学にとっては、『法社会学講座』がParsons社会学を一つの柱としていたこと、1980年代には多かれ少なかれParsonsの批判的検討のうえでの理論化が試みられたことは重要な関わりである。2000年代には「パーソンズ・ルネサンス」という機運も生じた（富永健一・徳安彰編『パーソンズ・ルネサンスへの招待』2004年など）。しかし、社会学、人類学、心理学等々を総合化しようと試みたかれの遺産の多くが未検討のままである。2019年には、エスノメソドロジー（EMとよぶ。）の創始者でありParsonsの主要な弟子の一人でもあったGarfinkelによるParsons’ Primer（パーソンズ入門）（Rawls編）の公刊がなされ、中期以降のParsonsとエスノメソドロジー・会話分析（EMCAとよぶ。）との深い関連がわかってきた。以上のような変化に照らすと、法社会学の諸主題についても、社会的行為、文化、規範、集合体等についてParsonsの理論ないし方法論があらためて参考にされる可能性がある。本ミニシンポジウムでは、企画趣旨説明をかねた本報告と4人の研究者による報告を通じて、とくにEMCAの視角を中心にParsons理論の法社会学その他の社会研究へのさらなる発展への寄与を再評価し、その適用可能性を明確化することをめざしたい。

●菅野昌史（医療創生大学健康医療科学部）

「Parsons’ Primer から法のエスノメソドロジー研究への示唆」

本報告では、“Parsons’ Primer”の公刊によって明らかとなったガーフィンケルとパーソンズとの学問的協働の可能性が、法のエスノメソドロジー研究に示唆する点について検討する。従来、社会を「システム」という視点から読み解く「マクロ」な社会学を提唱したパーソンズに対し、ガーフィンケルは人々の織り成す「相互行為」という視点から社会を記述する「ミクロ」な社会学を主張したとされてきた。それに対し、“Parsons’ Primer”は、両者の学問的交流の当初から、それらの視点は交差し、融合しうるものであったことを示している。本報告では、そうした新たな視点を取り込むことで、法のエスノメソドロジー研究が法社会学の領域で切り開く地平について展望する。

上記課題に取り組むにあたり、本報告では「法文化」という概念を手がかりとしたい。「法文化」は、法社会学においてひとつの研究領域を形成し、これまでさまざまな成果をうみだしてきた。そうした「法文化」が論じられる際、「文化」についてはその概念規定の困難さが指摘される一方で、「法文化」における「法」の概念については十分な検討がなされていないとの指摘がある。しかし、「法文化」の経験的分析のためには、「文化」として捉えられる「法」の存在を観察するという作業が前提となるはずである。そこで、その作業のために、“Parsons’ Primer”によって明らかとなった視点を取り入れた、法のエスノメソドロジー研究が、ひとつの方法を提供することを論じる。

●久保秀雄（京都産業大学）

「Parsons社会学からみたエスノメソドロジー：相互補充と相乗効果の可能性」

エスノメソドロジー（EM）はParsons社会学の「否定」の上に成り立つ革新的な試みなのだ、と捉える見解が存在する。しかし、そうした見解とは異なり、EMとParsons社会学は各々の前提を相互に補充しあう「共存」の関係にあると、Parsons社会学の観点からは解釈できる。そもそもParsons社会学は諸研究の対話を可能にして相乗効果を発現できるように媒介役を担うことを志向しており、自らとは異なる特徴をもつ研究を安直に排除するものではない。しかも、EMとParsons社会学が相互補充・相互貢献の関係にあることを見出すと、EMの特徴とその革新的意義についてより深く理解できるようになる。と同時に、EMとの関係からParsons社会学の特徴についてもより深く理解できるようになる。つまり、相乗効果の発現が可能になる。このような見方は、ADRの実践に関する最新の研究を具体例として取り上げると、より明確になる。



●池谷のぞみ（慶應義塾大学文学部）

「時間と空間を超える秩序」の実践的マネジメント

エスノメソドロジー・会話分析は、状況においてなされる活動における「いまこの」相互行為的な秩序の実践的マネジメントに焦点をあててきた。他方、Harvey Sacks(1997)による、草稿として残された弁護士のワークに関する論考では、「いまここ」の秩序というよりはむしろ「時間と空間を超える秩序」の実践的マネジメントへ視線が向けられている。具体的には、非訴訟事案において弁護士は、将来依頼人が問題を持ち込んだ時に秩序立てて訴訟に変換できるように依頼人の組織の仕事の仕方を法システムの観点からみて必要に応じて手続きを追加したり変更を加えたりする。これをSacksは「定型化のマネジメント」と呼んだ。他方、依頼人から問題が持ち込まれた際に弁護士は、その問題を秩序立てて訴訟に変換しようとするが、その際には法システムの時間と空間を超えた継続性を前提とする。それをSacksは「継続性のマネジメント」と呼んだ。

本報告では、Sacksの論考を整理するとともに、彼が視線を向けた「時間と空間を超える秩序」の実践的マネジメントを、弁護士のワーク以外の文脈においても分析を可能にするための一つの方向性を検討することを目的とする。具体的には、時間と空間を超えた継続性というものを伴って認識される知識の社会的ストックをめぐる実践に焦点をあてることを提示する。そうすることは、パーソンズが秩序を可能にする概念として提示した「制度化」というものを、実践の場面における相互主観的な理解可能性に観点を置くことで、行為者の視点から検討することにつながることを論じる。

●西澤弘行（常磐大学人間科学部）

「パーソンズ・EMCA・文化人類学」

エスノメソドロジー・会話分析（EMCA）に於いてキーとなるべき概念のひとつが、「自然言語の習熟／自然言語を習熟したメンバー」であり、その意味では「言語とはどのようなものか」はEMCAの重要な研究主題であるはずである。EMCAの中でもCAはその最初期からこの問題に対して、「発話」を「行為」と見做すことでひとつの答えを提示し、その前提のもとで研究プログラムを進めてきた。しかし、CAで用いられる言語に関する諸概念は、実は言語学から「密輸入」されたものが大半である。パーソンズの時代にあってはアメリカの言語学は文化人類学と極めて近い関係にあり、社会学もやはり文化人類学と深い親交があった。「メンバー」という概念は、何らかの限られた人々のグループを指しており、それぞれのメンバーでは「異なる自然言語」を前提とせざるを得ない。にもかかわらず、EMCAには非常に強い「普遍性」、「統計的・確率的・相対的な普遍性」ではなく、「論理的・絶対的な普遍性」を想定する傾向がある。一方、言語学、文化人類学には、Sapir-Whorfの「言語相対論」やK. Pikeの「etic/emic」のように極めて強い言語を含む文化相対主義が見られる。本報告では、『Parsons Primer』の価値（文化）の章を手掛かりに、上述の主題を検討し、合わせて、文化の一部である慣習と法の関係についても若干の議論を行ないたい。

コーディネータ・司会 阿部昌樹（大阪市立大学）

現代の日本において、人々はいかなるトラブルや紛争に遭遇し、それにどのように対応しているのでしょうか。急速に進行している高齢化や家族・労働関係の変化などのマクロな社会変動は、人々が日常生活において経験するトラブルや紛争にいかなる影響を及ぼしているのでしょうか。司法制度が提供する法的な助言や支援、紛争解決のシステムは、適切に機能しているのでしょうか。これらの点を実証的に解明するとともに、その知見に基づいてあるべき司法政策について実践的に提言することを目的として、全国の法社会学および社会学の研究者からなるグループが結成され、2016年度から2020年度にかけて、科学研究費補助金（基盤研究（S））を受けて「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトを実施してきた（研究課題番号：16H06321）。本ミニ・シンポジウムは、このプロジェクトのうち、人々の日常のトラブルや紛争の経験およびそれへの対応行動等を明らかにすることを目的として実施された「紛争経験調査」によって得られたデータの分析結果を発表するものである。

●佐藤岩夫（東京大学）
「プロジェクトの概要」

本報告では、まず、本ミニ・シンポジウムの導入として、「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトおよびそこでの「紛争経験調査」の位置づけ、内容等についての概要を説明する。人びとの日常生活上のトラブルや紛争の経験とそれへの対応行動、関連して司法へのアクセスについては、内外で多くの先行研究（一例として、米国Civil Litigation Research Project、英国のPaths to Justice Survey Project、日本の「民事紛争全国調査」等）があり、それらを踏まえた「紛争経験調査」の意義・特徴を明らかにする。次いで、「紛争経験調査」の結果を概観した後、特にトラブルや紛争への対応の3パターン（専門の機関や専門家への相談、それ以外の自主的な解決努力、無行動）についての分析結果を示し、適宜先行研究との比較も行う。

●杉野勇（お茶の水女子大学）
「紛争ピラミッドの12年」

2005年に実施した「紛争行動調査」では、トラブル類型ごとに、問題の認知から紛争の発生（主張の食い違い）に至るまでの概況を視覚的に表した紛争ピラミッドを描く事が一つの目的であった。そこでは、雇用・職場に関わるトラブル類型や家族に関わるトラブル類型の特徴が指摘されたりしていたが、12年後の2017年に実施された「紛争経験調査」においてこの概況がどのように変化したのか/しなかったのかを確認する。二つの調査の間には無視し得ないいくつかの調査手法上の相違があるため、厳密な比較は困難であることを説明したうえで、それぞれの調査内でのトラブル類型間の相対的な特徴を、2時点間でおおまかに比較する。そのうえで、問題の認知の後、相手方と接触が生じるか否か、紛争が生じるか否かに関して、コスト意識や精神的負担といった「状況的要因」を含め、どのような要因・条件が関係しているかを分析する。

●濱野亮（立教大学）
「弁護士相談の規定要因とその近年の変化——コネの有無を中心に」

本報告の目的は、重大トラブル経験者（回答者自身が「当事者」であるケースに限定）の弁護士・法律事務所への相談状況とその規定要因を、特に弁護士とのコネの有無という変数に焦点を当てて明らかにすることにある。「紛争経験調査」のデータを分析した結果、弁護士とのコネの有無は、弁護士相談率と実質的に連関する要因であり、かつ、年齢、居住地、職業という要因を媒介していることが明らかになった。但し、2005年に実施された「紛争行動調査」から得られた知見とは異なり、東京では弁護士相談率が他地域より高く、かつ、コネの有無で弁護士相談率に差があるとは言えなくなった。全国的には、コネの有無による弁護士アクセス格差は残っているが、東京ではコネ無し層の弁護士アクセスが改善されているかもしれない。弁護士増、広告規制緩和など司法制度改革関連要因が一定の影響を及ぼしている可能性がある。



●阿部昌樹（大阪市立大学）

「紛争終結のパターン」

いかなる紛争も、いずれは終結を向かえるが、終結のパターンは様々である。当事者間の話し合いに基づく合意によって円満に解決する紛争もあれば、当事者のいずれかが泣き寝入りすることによって終結を向かえる紛争もある。当事者双方が一歩も譲らないままに紛争が継続し、一方当事者の死去によってようやく終息する紛争もある。本報告ではまず、そうした様々な紛争終結のパターンが、どの程度の頻度で現実化しているのかを、「紛争経験調査」の結果に基づいて概観する。そのうえで、紛争発生当初に期待していたおりの紛争の終結に至れば紛争終結後の現時点の状況への満足度は概して高いものとなるという自明の事実を確認するとともに、期待の実現度が現状への満足度を高めるという法則性から逸脱している少数の事例を詳細に検討し、そうした法則性からの逸脱をもたらす要因は、どのようなものなのかを検討する。

●鹿又伸夫（十文字学園女子大学）

「専門機関への相談とトラブル解決費用——地獄の沙汰も金次第？」

トラブルを解決するために費用をかけることが、そのトラブルの解決につながっているのかについて、「紛争経験調査」のデータに基づいて検討する。弁護士費用などにお金をかければかけるほど、自分（側）に有利なかたちでトラブルを解決できるのであろうか。また、費用とは別に、専門機関とくに法律に関連した専門機関に相談したり、それらの機関を利用したりすることは、トラブル解決に寄与しているのであろうか。トラブルの解決が自分（側）にとって望ましい帰結かどうかにも留意しながら、こうした検討課題を取り上げる。具体的には、世帯年収とトラブルの性質（トラブル領域）の影響を考慮しながら、トラブル解決のために支出した費用と専門機関への相談のそれぞれが解決（終結済み・解決が近い）を促す効果をもつのかについて分析した結果を報告する。

●土屋明広（金沢大学）

「高齢者の紛争経験と対応行動」

2020年9月15日現在の日本社会における高齢者（65歳以上）の人口割合は28.7%であり、2025年には30.0%に上昇、2040年には35.3%に達すると推計されている。また国内労働力人口総数に占める高齢者の割合も8.7%から13.2%（2019）に増加しており、今や労働者約7.6人のうち1人が65歳以上となっている。世界に類を見ない社会の高齢化は、高齢者の社会における役割を質量ともに増大させ、これまで近親者やコミュニティによって処理されてきた、あるいは僅少であるがゆえに大きな問題とみなされてこなかった高齢者が関わる様々な問題を、社会問題化させると考えられる。本報告では長期化した高齢時代を生きる人々に適したトラブル処理支援システムづくりを目指して、2006年に実施された「法使用行動調査」と2017年に実施された「紛争経験調査」における高齢者に関わるデータ（トラブル経験の経年変化等）の比較や、トラブル対応の傾向（「紛争経験調査」における専門機関等利用等）の分析を行う予定である。

コーディネータ・司会 金子由芳（神戸大学）

企画趣旨：

新型コロナ禍の感染抑止策による経済的影響は中小企業セクターを直撃し、その支援に奔走する法曹の動きもある。当面の資金繰り確保のために、支出面では固定費であるテナント事業者等の賃料、解雇の正当事由、改正民法施行に伴う契約履行における危険負担、契約再交渉促進が不利に働かう下請け関係などの多様な問題が浮上し、おりしも紛争解決のIT化がこれらの解決に寄与することが期待される。他方で事業者の収入面は、政府の財政的支援措置に増して、金融システムを介する特別融資等の市場内支援が支えているが、コロナ禍の長期化に伴い過剰債務としてバランスシートにのしかかり、破綻企業の対応に乗り出す法曹の姿も見受けられる。コロナ禍の破綻処理は平時の法的枠組みを超えて準則型の私的整理が活用され、合理的交渉フォーラムに人的な信頼の要素が求められていく。本ミニシンポジウムは、新型コロナ禍の中小企業を取り巻く法の態様や紛争処理制度の新たな動向に観察の目を向け、平時に即してデザインされた法制度が変化を迫られる局面に注目する。

●飯考行（専修大学）

「コロナ危機の法社会学」

新型コロナウイルス感染症は、2020年より世界各地で蔓延し、多くの人の命や健康に被害をもたらしたほか、対人接触や会食を禁じるなど、社会へ大きな影響を及ぼした。法との関わりでも、出入国管理及び難民認定法による入国制限、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく地域による緊急事態宣言（不要不急の外出自粛、飲食店の営業時間の短縮、イベント等の開催制限自粛および規制など）が行われ、感染症法改正により入院措置や保健所の疫学調査の拒否などに対する過料処分が可能になるなどした。他方、明確な法的根拠のない内閣総理大院による休校要請や、自粛の促しも見られる。本報告では、従来の感染症およびこの1年間ほどの新型コロナウイルス感染症への法と法律職の対応を中心に、法学その他の分野の先行研究を踏まえて、東日本大震災への対応事例を参照しながら、コロナ危機に関する法社会学的な検討を行う。

●高井章光（高井総合法律事務所・弁護士）

「コロナ禍の中小企業支援と弁護士の役割」

多くの中小企業は、新型コロナウイルス禍や非常事態宣言によって、売上げが減少し、資金繰りに窮して、人件費や店舗・事務所賃料等の固定費を支払うことが難しい状況にある。その上、今後の事業の先行きも不透明な状況にある。

このような窮境状態にある中小企業に対し、弁護士はどのような支援を行うことができるのであろうか。中小企業法務を専門とする弁護士は、大企業の企業法務や、消費者問題を扱う弁護士と比べると少なく、これまで中小企業に対する法的支援は決して十分ではなかったように思われる。

そこで、コロナ禍において中小企業が直面している問題（固定費支払い、資金繰り確保、事業再生等）に対するこれまでの弁護士による実務対応を概観した上で、今後、弁護士がどのような形でコロナ禍の中小企業の支援を行うことができるのか、その可能性について検討したい。

●赤西芳文（近畿大学）

「コロナ禍における事業支援と特定調停の役割・課題」

コロナの蔓延により、特に中小企業の資金繰りがひっ迫し、事業の廃止や譲渡を余儀なくされる事例が増加していると思われる。これに対しては、当面の資金繰りに対する救済措置が重要であるが、一方、従来からの事業再生、廃止、これに伴う経営者保証債務の問題がより明確になってきた面もある。

このような状況下で、司法的な準則型私的整理手続として、特定調停制度が一定の存在感を示していると思われる。ここでは、調停制度の社会事象への適応・発展形態としての特定調停に着目し、その中で私的整理への対応を概観する。そして、近時、日弁連が策定した特定調停スキーム利用の手引が準則型のモデルとなってきているが、また、同スキームに必ずしも当てはまらない利用事例も報告されており、裁判所側の対応も報告されている。そこで、今回の報告では、現時点における特定調停利用の際の現状と問題点を検討し、今後の発展への課題を考察したい。



●川嶋四郎（同志社大学）

「コロナ禍の中小企業支援における法的セーフティネットの形成—手続のIT化と弁護士・地域金融機関の役割を中心に」

いつ終息するとも知れないコロナ・パンデミックの現況は、日本経済を支える地域経済にも深刻な影響を与え、人々の日常生活に大きな影を落としている。司法制度改革以降、日本が事後監視・救済型社会へと転換を図る中で、東日本大震災等の大規模自然災害や巨大原発被害、そして世界的なコロナ禍を経験することにより、「法的セーフティネットの形成」がクローズアップされることとなった。本報告では、「誰一人取り残さない民事訴訟・民事訴訟法」、ひいては「誰一人取り残さない民事紛争解決・法的救済システム」の構築を目指して研究を進める立場から、裁判手続等民事紛争解決手続などのIT化を、「すべての人のための正義・司法へのユビキタス・アクセス（Ubiquitous Access to Justice for All）」の実現の機会と捉えてその普及を図りつつ、「予防に優る救済はない」との基本指針から、身近で多様な実体的・手続的な紛争予防ツールの統合的な確立のために、ささやかな青写真を描きたい。その際、統一テーマである「コロナ禍の中小企業支援」のあり方に焦点を当て、その利用者の視点から、コンサルティング業務をその基軸の1つに据える地域金融機関と、市民社会における法と救済を具体化する使命を帯びた弁護士等の役割についても報告したい。

●豊島ひろ江（中本総合法律事務所・弁護士）

「コロナ禍における紛争解決手続のIT化と更なる発展への期待」

新型コロナウイルス感染拡大のもと、リモートワークや、社内会議・各種研修のオンライン開催は日常となった。コミュニケーションのIT化は、感染予防の必要性から、紛争解決手続にもおよび、国内裁判所はかねてより推し進めていた「裁判のIT化」を加速しつつある。紛争解決のIT化は、海外渡航禁止の現状において、国際紛争においてはより必然であり、オンライン仲裁やオンライン調停が常態化している。世界の仲裁機関等はオンライン審問に法的根拠を与え、運用のガイドラインを発表するなどIT化は活性化している。各種紛争手続のIT化は、企業にとっては紛争解決の低コスト化・効率化につながり、Afterコロナ時代にはオンラインとリアル手続との混合型（ハイブリッド型）が選択できるなど、更に発展することが期待される。弁護士会や弁護士もニーズに応じた市民や企業への法的支援のIT化を検討していくべきである。

●金子由芳（神戸大学）

「コロナ禍の中小企業支援：アジア諸国の状況」

日本を始めアジアの中小企業セクターは間接金融に依拠する過小資本傾向が共通し、また他方で金銭債務履行における不可抗力抗弁を認めない実体法の類似性もあり、新型コロナ禍の中小企業が資金繰り破綻から容易に倒産リスクに直面しやすい傾向が共通する。共通の危機に瀕して、いかなる規範修正の模索があり、また法曹はいかに関与しているのか、企業・金融セクターへの聴取り結果を踏まえ考察する。1990年代のアジア通貨危機に際しIMF経済管理下でチャプターイレブン型倒産法や政府主導型私的整理メカニズムなどいわば「経済危機仕様」の法制度を導入した諸国では、新型コロナ禍でニューマナーが介入し既存債権者の債権放棄を伴う大胆な破綻処理が早くも動き出している。日本の法制度がこうした潮流に出遅れているとの経済学者等の指摘もある。しかし足元の地域金融に目を向けるとき、コロナ禍を自らの事業価値の検証機会とし主体的決断を行う事業者と、当面のリスクを積極的に引き受け事業者の主体的判断を支える地域金融機関との二人三脚の取り組み、またそれを側面支援する法曹の姿が見出される。

コーディネータ・司会 平山真理（白鷗大学）

●藤本亮（名古屋大学）

「関係性の修復と法～企画趣旨～」

この大会の企画テーマは、人と人とのつながりの規整自体を媒介するメディアとして法を捉え、さまざまな法現象をその視点で観察していくことで、法の社会的機能を改めて考えてみようとするものである。

本企画関連分科会①では、基本的に強制性を伴って人のつながりと切断を整理している刑事司法過程に着目する。刑事司法権が国家権力に一元化されるという近代社会の成立の中では、「加害者」と「被害者」のつながり方が、両者を切り離さなす場面を中心にして権力的に整理されてきたともいえるであろう。他方、この「修復的司法」は、犯罪者個人と国家権力との間での懲罰・更生過程にとどまらず、刑事司法過程の中心部からは周縁化・外部化されていた主体としての被害者の存在と、加害者・被害者との関係性、すなわち両者のつながり方と切り離され方を見直すことにつながっている。

このような観点から「修復的司法」について考える機会として本分科会を企画した。平山氏の報告では、日本における修復的司法の現状と課題についてまとめられる。黒澤氏の報告は刑事訴訟法の立場から、修復的司法が刑事手続の中でどのように位置づけられるかを検討するものである。具体的な実践現場からの検討としてふたつの報告がなされる。鴨下氏の報告は、長年に渡り修復的司法の実践を展開している「NPO法人対話の会（千葉）」での経験を踏まえての報告である。犯罪の加害者と被害者との「対話」ととどまらず広くトラブルや対立の当事者間の「対話」の難しさと意義を考える。斎藤氏の報告は、加害者臨床の現場で性犯罪被害者と加害者の対話プログラムなどを展開されてきた経験を踏まえての報告である。これらの報告を受けて、法社会学の立場から小佐井氏が指定討論者としてコメントする。

※本分科会の平山・鴨下・黒澤・斎藤の各報告は大会企画委員会からの依頼報告である。

●平山真理（白鷗大学）

「わが国における修復的司法の現状と今後の展望」

わが国で修復的司法の概念が初めて紹介されたのは1990年代後半ごろであるが、当時はとくに少年事件を中心に、単なる厳罰化に対抗する「第三の道」として大きな期待を集めた。それから約20年以上が経ち、修復的司法への関心はややそのペースを落としているような懸念を感じる。その原因の一つは、修復的司法がはっきりと定義をすることが難しいものとして、何かあいまいな概念のように捉えられているところにもあると言える。本報告では、修復的司法とはどのような考え方、試みなのかを改めて整理し、わが国における修復的司法の研究、実践の現状と課題について考える。

●黒澤睦（明治大学）

「刑事手続は被害者と加害者の関係修復の場となり得るのか」

わが国の刑事手続においては2000年前後から被害者に関する様々な改革が行われてきた。例えば、ビデオリンク・遮へい措置、いわゆる刑事和解、心情等の意見陳述、さらに、被害者参加、損害賠償命令等の導入である。本報告では、このような改革を経た現在の刑事手続における被害者の法的位置づけを確認しつつ、刑事手続に修復的司法、特に被害者と加害者の関係修復の要素があるのか、また、刑事手続が関係修復の場となり得るのかを検討する。

●鴨下智法（NPO法人対話の会（千葉）副理事長，弁護士）

「修復的司法の現場から（仮）」

●斎藤章佳（大船複本クリニック精神保健福祉部長（精神保健福祉士・社会福祉士））

「加害者臨床における修復的司法アプローチの試みー性犯罪被害者と加害者の対話プログラムから見えてきたこと」

複本クリニックでは、2006年5月から「性犯罪者の地域トリートメント」を日本で先駆的に実践してきた。現在まで2000名（平成31年4月末）を超える性犯罪加害者が受診をし、再犯防止プログラムに参加している。また、2008年からは性犯罪加害者家族支援グループを立ち上げ、事件後社会から排除され孤立化する加害者家族への治療的アプローチも行ってきた。そして、2017年から写真家のにのみやさりをさんの協力のもと「被害者と加害者の対話」プログラムが始まった。加害者臨床において被害者と加害者は非対等であり、問題解決の負担を被害者に求めない方針をとる。このような原則をもとに、本報告では対話プログラムの始まりの経緯から、プログラムを通して明らかになった被害と加害という非対称性の中に存在する共通点や相違点、対話を続けるにあたってのコーディネーター側の配慮や難しさなどについて考えたい。

●小佐井良太（愛媛大学）

「指定討論」

司会 米田憲市 (鹿児島大学)

●安藤 泰子(青山学院大学)

「国際刑法における刑罰権の構造的把握に関する考察—法社会学の発展のなかで—」

法社会学の発展、とりわけ法の進化の中で国際刑法における刑罰権についても従来とは異なる視点からの分析が要請され、これに対応する法的把握が求められているのではなからうか。いうまでもなく国際社会において、前世紀には国際刑法は存在せず、常設国際刑事裁判所の創設自体がユートピアといわれていた。しかし、時代が下がって国家の秩序維持のみならず国際社会の秩序維持が求められ、前世紀末の1998年に常設国際刑事裁判所設立条約規程(以下、「国際刑法」という)が創設された。同法に基づき、今世紀初頭の2003年に常設国際刑事裁判所がオランダ・ハーグに開所された。

本報告は、このような——国際社会に現出した——法現象、とりわけ国際刑法の飛躍的な発展の中で、同裁判所の判決に基づき行使される刑罰権に焦点をあて、国際社会に顕現する現象に対し、国内刑事法上の法原則や理論では解決し得ない問題につき、法人類学的視点からその史の変遷を辿ることによって問題の解決を試みようとするものである。

従来は、国家刑罰権独占原則によって、刑罰権は国家のみが有し、国家のみがこれを行使するという説明が行われてきた。ところが、国際刑法においては補完性原則に基づき国家刑罰権と、それ以外のいわば国際刑罰権の行使が予定されている。本報告は、国家刑罰権以外の刑罰権行使について、旧来の法的把握では説明し得ない現象が生じている点を指摘し、従来とは異なる社会構造に着目し、いかなる解決を図り得るのか、検討することを目的とする。

国際社会において顕現した法現象について、法社会学上の分析に基づく新たな法の把握が求められ、従来とは異なる理論が求められていることを指摘する。

●許 仁碩 (北海道大学法学研究科)

「デモ低迷期における公安警察の言説：規制必要性の再生産を中心に」

80年代から2011年の反原発運動まで、日本における社会運動によるデモは低迷期に入っていたと見られている。規制対象であるデモの数量及び強度が減っていた中、公安警察がいかに社会運動を規制する必要性を維持できるかは課題になっている。本研究は、質的テキスト分析法のテーマ分析法(thematic analysis)を使い、1980-2010年間の警察教養テキストにおける社会運動に関連する部分を分析し、公安警察がいかに社会運動に関する言説によって公安警察活動の必要性を正当化するのかを解明する。デモなど実際の活動が低迷していたため、公安警察は社会運動の「思想」、「組織」、「歴史」と「判例」という四つの要素によって、社会運動への規制必要性を構築している。社会運動「思想」は暴力の肯定を含み、そして「組織」間の連帯を作ることによって、暴力思想はあらゆる社会運動に及んでいる危険性がある。そして、社会運動による暴力に関わる言説と行動の「歴史」及び社会運動に関する「判例」を暴力行動の証拠として引き出している。以上のような言説によって、実際に暴力活動を行なっているかどうかに関わらず、あらゆる社会運動を常に規制する必要性を維持することができた。加えて、公安警察活動によって検挙された事件は、有罪になればまた新たな証拠になる。その結果、デモが低迷していても、公安警察は規制必要性を継続的に再生産することができた。



●久米一世（中部大学）

「スコットランドにおける土地関連法改革に関する一考察」

土地という基本的かつ限られた資源をいかにして持続可能な形で維持管理していくのかという問題に対し、近年、スコットランドでは土地所有権にまで踏み込んだ土地関連法改革がなされた。特に2015年のコミュニティ権限付与法は適切な管理がなされていない土地等について、所有者の売却意思や同意の有無にかかわらず、当該土地の購入を希望するコミュニティに対して先買権を与えるというドラスティックなものであった。

日本においても、耕作放棄地や所有者不明地等の問題に対して様々な法的対応がはかられているが、所有権侵害に繋がるような手法は原則として慎重に回避されてきた。しかし、問題を抱えた土地を公益性の観点から維持管理していくための制度設計を論じるにあたり、私的所有権の絶対不可侵という原則に基づく既存の理論枠組みに留まり続けることの限界も指摘されている。

本研究はスコットランドにおいてコミュニティに対して付与されている土地先買権に関して、判例研究を通じて、その法的正当性を担保する法理論の分析を行い、日本における今後の土地関連法政策への示唆を得ることを目標とする。

●今井 聖（立教大学）

「『いじめ』の定義と事実認定の実践：自死事案における調査委員会の『困難』をめぐって」

2013年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行以降、全国でいじめの重大事態の調査に係る、いわゆる第三者委員会の設置が急増している。しかし、第三者委員会によっておこなわれる事実調査には、同法における極めて広範な「いじめ」定義に起因する、独特な「困難」が存在している。そうした「困難」は、とりわけそれが児童生徒が自死してしまった後でおこなわれる、自死事案の調査である場合に顕著に現れるものであるようにも思われる。

そこで本報告では、児童生徒の自死事案に関する第三者委員会の調査および事実認定の実践に着目し、そこにどのような「困難」が存在しているのかを検討する。具体的には、そうした「困難」を検討するのに適した2件の事例を取り上げ、調査報告書の記述をもとに、そこに見られる「法的実践」のありようを検討する。それにより、現在の「いじめ」定義のもと、その法の解釈と特定の事実とを繋ぐ実践がいかにおこなわれているのかを明らかにするとともに、現在の「いじめ」定義に関する問題を指摘する。

●小田桐 忍（聖徳大学）

「戦後日本法学の教育学的レガシー」

ポツダム宣言受諾に始まる民主主義の普及と新憲法の制定は、国家の一大事だった。当時の法学者たちは、その普及活動と解説執筆に駆り出された。一部の高名な研究者に限られるが、中学高校の教科書の執筆や監修に携わることも珍しくなかった。彼らは常に次世代の行く末を案じつつ、新しい日本の歩むべき途と真摯に向き合った。宮澤俊義は『あたらしい憲法のはなし』（当時文部省が発行した中学生用教科書と同名）の「はしがき」の中で「日本の将来をしょって立っている（少年少女の）皆さんが（中略）新憲法を精神をよく腹に入れておいてくれなくては、日本の民主政治の将来は心細い」と心配しつつ、つまらない内容かもしれないが、「どうか、がまんして読んでいただきたい」と願った。尾高朝雄も責任編集したことで知られる文部省著作教科書『民主主義（上）』の中で、民主主義とは、「社会の全般に行きわたって行くべき人間の共同生活の根本のあり方」に他ならない。そして、それはまた、「自分から進んでその道を歩こうとする人々に対してのみ開かれた道」であると語った。民主主義が次世代によって理解され、わが国に定着することによってのみ、戦争で焦土と化した祖国を再建し希望と繁栄とを回復することができると確信していた。本報告は戦前・戦中・戦後を生き抜いた法学者たちが国民に民主主義を広めるための努力を惜しまなかった姿を再考し、戦後日本法学の教育学的遺産（あるいは貢献）を検討し直す。

5/22（土） 昼食

12:30-13:30

5/22（土） 121.女性ランチョン

12:30-13:30



5/22 (土) 122.会員総会
13:30-14:30

5月22日（土）

14:30-18:00

- 131. ミニシンポジウム④「刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する総合的分析」
- 132. ミニシンポジウム⑤「福島原発事故と社会科学」
- 133. ミニシンポジウム⑥「民事訴訟利用者の行動と態度」
- 134. 企画関連ミニシンポジウム(2)「ソーシャルメディアと法」

18:30～ 141. 懇親会

コーディネーター：宮澤節生（神戸大学名誉教授）

<企画趣旨>

このミニ・シンポジウムは、2017年に結成された「刑事分野弁護士活動研究会」が行ってきた科学研究費補助金基盤研究（B）18H00803「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」（2018年度～2020年度・宮澤節生代表）に基づくものである。2020年度の研究会メンバー（50音順）は、宮澤のほか、上石圭一（追手門学院大学）、大塚浩（奈良女子大学）、小澤昌之（東京学芸大学）、菅野昌史（医療創生大学）、久保山力也（大阪大谷大学）、高平奇恵（東京経済大学・弁護士）、橋場典子（成蹊大学）、畑浩人（広島大学）、平山真理（白鷗大学）、武士俣敦（福岡大学）、武蔵勝宏（同志社大学）であり、さらに秋田真志（弁護士）、椛島裕之（弁護士）、河津博史（弁護士）、神田宏（近畿大学）、後藤昭（一橋大学・青山学院大学名誉教授）、西村健（弁護士）、原島有史（弁護士）などの方々に、研究協力者としてご協力いただいている。

ここで「多様化」とは、犯罪被害者支援をはじめとする刑事弁護以外への弁護士活動の拡大と、インターネット利用など弁護士活動の手法の多様化を意味するものであり、「高度化」とは、いわゆる「熱心弁護」（zealous advocacy）の向上を意味するものであるが、実際の調査活動は、「高度化」を焦点として開始された。調査方法は当初、「熱心弁護」に取り組んでいるという評価を得ている弁護士のスノーボール・サンプリングに基づく対面インタビューであって、2018年5月～2019年1月（以下「第一期」）に22件のインタビューを行った。インタビューはすべて宮澤が行い、毎回他の研究会メンバー1名もインタビューを分担した。その成果を、本学会の2019年度学術大会のミニ・シンポジウム「刑事分野における弁護士活動の高度化に関する予備的検討：面接調査データを中心に」において報告した。その報告に基づく諸論稿は、「参考文献」欄記載のとおり、青山法務研究論集18号と季刊刑事弁護101号～104号に掲載した。

その後、同じ手法で第二期（2019年2月～8月）インタビュー25件と第三期（2019年12月～2020年2月）インタビュー25件を行ったのに続いて、2020年3月～4月に、武士俣を中心として「弁護士活動全体における刑事分野の位置づけ」に関するウェブ調査（弁護士ランダムサンプル4,672人、回収サンプル1,436人）を実施し、有効サンプル914人を得た。2020年5月以降は、ウェブ調査のデータ分析を行う一方で、ウェブ調査でインタビューに同意した者に対する第四期インタビューを行い、対面とリモートで21件実施した。また、10月以降は、日弁連法務研究財団からも研究費補助を受けている。

そこで、今回のミニ・シンポジウムでは、ウェブ調査の結果を報告すると同時に、第一期インタビューに基づく分析を第二期・第三期・第四期のインタビューに基づいて再検討することによって、分析を深化させたい。さらに、ウェブ調査に基づくインタビュー調査では、少数ながら、犯罪被害者支援など刑事弁護以外の活動に注力する弁護士のインタビューも行っているだけでなく、法律事務所経営のツールとしてのインターネット利用の現状と将来への態度についてもインタビューしているので、「多様化」に関する調査の少なくとも端緒としての報告も行いたい。

以上のことから、本ミニ・シンポジウムのタイトルを、「刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する総合的分析：ウェブ調査とインタビュー調査によって」とした。このアブストラクトを作成している時点（2020年3月13日）で予定している構成、報告者、検討内容は以下のとおりである。ただし、検討内容は分析の進捗状況に応じて拡大される可能性があり、報告分担は細分化される可能性がある。

●1. 武士俣敦（福岡大学）・久保山力也（大阪大谷大学）・上石圭一（追手門学院大学）
「ウェブ調査データの分析」

①調査の方法と回収データ；②活動時間からみた弁護士業務の全体像；③刑事分野に費やす時間割合と弁護士属性・出身校・司法試験受験ルート・所属弁護士会・所属事務所との関係；④業務分野の重複度からみた他分野と刑事分野の関係と刑事諸分野間の関係；⑤業務分野の「知的・技術的難易度」「社会的意義」「収益性」「尊敬度」評価からみた他分野との関係と刑事諸分野間の関係、評価と業務分野の時間割合・出身校・司法試験受験ルートとの関係；⑥刑事分野の時間割合が最低の弁護士群と最高の弁護士群の背景・動機；⑦国選業務・私選業務の分布状況とその関連要因；⑧黙秘権行使助言・無罪獲得等からみた「熱心弁護」の状況とその関連要因；⑨「その他の刑事分野」自由回答からみた刑事分野の新領域；⑩委員会活動・研修の状況と関連要因；⑪インターネット利用の現状および将来への意向とその関連要因；⑫売上・所得の分布とその関連要因；⑬満足度・不安感とその関連要因；⑭刑事分野の時間割合の将来的増減意向とその関連要因；⑮ワークライフ・バランスと刑事分野弁護士活動；その他



●2. 畑浩人（広島大学）・宮澤節生（神戸大学）

「第一期インタビューによる分析の第二期～第四期インタビューによる深化」

①刑事弁護の改善；②法改正・制度改正のインパクト；③法科大学院教育・委員会活動・研修のインパクト；④刑事弁護組織化の基盤としての法テラス法律事務所・都市型公設の実績と将来性；⑤一般法律事務所における刑事弁護改善の基盤と将来性；⑥インターネット利用の現状と将来性；⑦刑事分野活動多様化の現状と将来性

●3. 高平奇恵（東京経済大学・弁護士）・池永知樹（弁護士）

「コメント」

[参考文献等]

1. 刑事分野弁護士活動

笠井治「プロフェッションとしての刑事弁護」宮川光治他編『変革の中の弁護士（下）』（有斐閣，1993年）／後藤昭「刑事弁護充実の方策」宮澤節生他編『21世紀司法への提言』（日本評論社，1998年）／畑浩人「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開」神戸法学雑誌44巻1号（1998年）／デイビッド・T・ジョンソン（大久保光也訳）『アメリカ人のみた日本の検察制度』（シュプリンガー・フェアラーク東京，2004年，原書2002年）90-108頁／下村忠利・高山巖「誰がなんと言おうとあなたの味方です」法学セミナー656号（2009年）／武士俣敦「刑事弁護の担い手」後藤昭他編著『実務体系現代の刑事弁護 1』（第一法規，2013年）／岡慎一・神山啓史「21世紀—司法改革と刑事弁護—」後藤昭他編著『実務体系 現代の刑事弁護 3』（第一法規，2014年）／浦功他「座談会 日本の刑事弁護の到達点と課題」；西村健「弁護技術の向上」浦功編『新時代の刑事弁護』（成文堂，2017年）／村岡啓一「刑事弁護人はどんな人たちか」後藤昭編『シリーズ刑事司法を考える 第3巻』（岩波書店，2017年）／村山眞維・濱野亮編『法社会学 第3版』（有斐閣，2019年）154-166頁

2. 他の業務分野との関係における刑事分野の構造的位罫・評価・階層性

宮澤節生・久保山力也「弁護士界内部における業務分野の「評価」」青山法務研究論集3号（2011年）／佐藤岩夫「変動期の日本の弁護士」；武士俣敦「弁護士業務分野の特徴と構造」；藤本亮「弁護士のなだらかな分化」；高橋裕「弁護士役務の地域特性」；中村真由美「弁護士の入職におけるジェンダー効果と学歴効果」佐藤岩夫・濱野亮編『変動期の日本の弁護士』（日本評論社，2015年）／ジョン・P・ハインツ他（宮澤節生監訳）『アメリカの大都市弁護士』（現代人文社，2019年）2章「弁護士業務の性格変容」（大塚浩訳）4章「威信」（畑浩人訳）／1995年SSM調査研究会編『1995年SSM調査基礎集計表』（1997年，日本図書センター）「威信票」問3

3. 本研究会による論稿

宮澤節生「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討」平山真理「2004年・2016年刑事訴訟法改正と刑事司法制度改革」菅野昌史「刑事弁護に関わる登録制度・研修制度とそのインパクトに関する弁護士の認識」武蔵勝宏「刑事分野における委員会活動への参加と刑事弁護高度化への寄与」上石圭一「刑事弁護の経済的基盤と刑事弁護士の所得」橋場典子「刑事弁護の組織的基盤としての法テラスの課題と展望」大塚浩「刑事弁護の組織的基盤と都市型公設事務所—その課題と展望—」宮澤節生「一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題—その予備的検討—」青山法務研究論集18号（2019年）（青山学院大学機関リポジトリAURORA-IRから全文ダウンロード可能；宮澤miyazawaset@yahoo.co.jpまでご要望いただければお送りする）／宮澤節生「連載の背景・構成と刑事弁護の変化に対する弁護士たちの認識」季刊刑事弁護101号；平山真理・菅野昌史「法改正と登録制度のインパクト」同102号；大塚浩・橋場典子「都市型公設事務所・法テラス法律事務所における刑事弁護の現状と課題」同103号；上石圭一・宮澤節生「刑事弁護の経済的基盤と一般法律事務所における刑事弁護」同104号（以上2020年）（宮澤miyazawaset@yahoo.co.jpまでご要望いただければお送りする）／武士俣敦・上石圭一・久保山力也・宮澤節生「裁判員裁判時代の刑事分野弁護士活動の高度化・多様化と我が国弁護士界の社会構造」福大法学論叢65巻4号（近刊）（福岡大学機関リポジトリから全文ダウンロード可能となる予定）

コーディネータ・司会 大坂恵里（東洋大学）

企画趣旨説明

2011年3月11日に東京電力福島第一原子力発電所で過酷事故が発生してから10年。本ミニ・シンポジウムでは、原発事故によって突如人生を変えられた人々にリーガルサービスを提供してきた弁護士、社会科学の諸分野（社会学、政策学、法学）において原発事故被害の回復に向けた研究を行ってきた研究者らが、これまでを振り返り、今後どのように取り組んでいくべきかを考える。被災地の復興と被害者の生活再建に資する知見を提供する社会科学の役割を改めて確認し、今後の活動につなげていきたい。

●渡辺淑彦（弁護士）

「原発事故10年～原子力損害賠償実務において残された課題」

東電が支払った賠償総額が、10兆円に迫ろうとしている中、東電と、それを支援する国は、両者一致協力のもと、事故後10年という期間を区切り、賠償問題を終了させようとしていると考えざるを得ない。中間指針の改定やその前提調査を行おうとしない原子力損害賠償紛争審査会の態度、波及効果の高い事案においてADRの和解案を尊重せず和解案を拒絶する東電の態度、原賠時効特例法上の10年の消滅時効期間を再延長しようとする国会の態度、営業損害などの終期を、原賠審ではなく経済産業省資源エネルギー庁などが設定し、押し付けてくる態度などである。

しかし、原発事故10年により、原発被害が突如消滅するはずもなく、同様に賠償問題が直ちに終結するはずもない。賠償実務で残された課題も多い。重要なことは、被災者の生活再建であり、地域の再生である。金銭賠償が被災者の生活再建や地域再生の一つの重要な柱であったことは否定できないことから、この10年を振り返り、賠償問題の残された課題を明らかにすることは重要であろう。現地弁護士からみた原子力損害賠償上の残された課題を挙げたい。

●関礼子（立教大学）

「ふるさと剥奪被害の現在——社会学の視点から」

福島原発事故避難者の訴訟で問われてきた「ふるさと喪失・変容」は、「包括的生活利益としての平穩生活権」侵害（淡路剛久）、つまり人権侵害の問題である。だが、裁判での被告側主張に端的に示されるように、「喪失(loss)」「変容(transformation)」という表現は、ふるさととの繋がりを失ってきた近代の都市人の相貌や、地域社会またはコミュニティの変化と同一視されがちである。避難の損害と混同されてしまうこともあれば、ふるさとに関する絶対的損害が、ナイーブで主観的な語感に絡めとられ、矮小化して捉えられてしまうこともある。

本報告では、原発事故がふるさともたらした不可逆で絶対的な損害を「ふるさと剥奪(deprivation of hometown)」と呼び、ふるさと剥奪の被害実態を社会的調査から明らかにする。生産・生活基盤である郷土から切り離されて自給自足ができなくなり、地縁・血縁のうえに綿々と築いてきた自助と互助の社会関係がぶつ切りにされ、伝統文化や民俗行事など郷土の歴史や文化の連続性が危ぶまれる事態は、被害者にとってはアイデンティティの棄損を含めた“Life(生きる)”権利の侵害とみることができる。他方で、国土を耕す(cultivate the land)人々の“Life”の剥奪は、一歩引いて見ると、人々が生み出す公益(public good)の侵害でもある。ふるさと剥奪は個人の権利侵害だけでなく、公益に対する攻撃として現れている。この加害の二重性が法廷の内と外で問われなくてはならない。

[参考文献]

関礼子「土地に根ざして生きる権利——津島原発訴訟と『ふるさと喪失/剥奪』被害——」環境と公害48巻3号(2019年)45-50頁、同「故郷喪失から故郷剥奪の被害論へ」関礼子編著『被災と避難の社会学』(東信堂、2018年)146-161頁

※本報告は、科研費17KT0063(関)による研究成果の一部である。



●賠償政策の10年を検証する

除本理史（大阪市立大学）

賠償政策とは政策的意図をもって、政府が賠償の額や中身をコントロールしようとすることを意味する。第1に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法によって、政府が東京電力の賠償原資を融通する仕組みになっているため、賠償の総額を抑制しようという意図が働く可能性がある。第2に、「終期」（賠償の打ち切り時期）の設定によって、総額を抑制するとともに、避難者の帰還や避難地域の復興を促すという意図が挙げられる。

ここから生じる問題点に対しては、被害者の抵抗や世論の批判を受けて一定の修正も行われてきたが、終期の若干の先延ばしや政府方針の修正に沿った手直しがなされるにとどまった。そのため、「ふるさとの喪失／剥奪」のような深刻な被害がきちんと踏まえられていないなど、重大な欠落がある。

政府は、自然災害において家屋など個人財産の補償は行われるべきではなく、自己責任が原則だという立場にたっており、原子力政策に関する「社会的責任」は認めるものの、法的責任は認めていない。そのため復興政策では、個人に直接届く支援施策よりも、インフラ復旧・整備などが優先される傾向がある。被害者による集団訴訟は、賠償や復興政策の見直し、そして幅広い被害者の救済と権利回復をめざしている。

[参考文献] 除本理史「福島原発事故における『賠償政策』：政府の復興方針は賠償指針・基準にどう影響を与えてきたか」経営研究71巻1号（2020年）1-16頁

※本報告は、科研費17K00694（除本）、18H00809（下山憲治）、19H00614（成元哲）、19H04341（藤川賢）による研究成果の一部である。

●大坂恵里（東洋大学）

「大規模災害における被害救済—法学の視点から」

渡辺報告で明らかにされるとおり、福島原発事故賠償は被害救済の実効性を確保できていない。伝統的な損害賠償法理論が原子力事故による被害に対応しきれていないことも一因であるが—関報告および除本報告で扱われるふるさとの喪失／剥奪への不十分な賠償がその具体例である—、本件事故を大量不法行為として捉えると、民事紛争処理や司法アクセスに内在する問題が被害救済の妨げになっていることも看過できない。この間、30を超える集団訴訟で様々な司法判断が出され、被害救済にばらつきが生じている。この問題に対しては、米国のクラス・アクションのような訴訟手続の導入が考えられるが、原子力損害賠償制度の見直しを議論した原子力損害賠償制度専門部会は、将来の検討課題とするにとどめた。そして、これら集団訴訟のほとんどで弁護士団が組織される一方で、東電への直接請求やADRではリーガルサービスが被害者に十分に行き渡っていない。ADRの申立人の弁護士代理率は2019年で20.5%（全期間平均でも36.7%）、対する被申立人（東電）は100%である。本報告では、大規模災害における被害救済の実効性を担保する仕組みについて、米国の大量不法行為の被害救済に関するケーススタディも参考にしつつ、検討を行う。

[参考文献] 大坂恵里「原発ADRの実相と課題」和田真一ほか・大坂恵里・石橋秀起編『現代市民社会における法の役割 吉村良一先生古稀記念論集』（日本評論社、2020年）123-145頁、同「福島原発事故賠償の経過と論点—原発ADRおよび集団訴訟を中心に」復興8巻5号（2020年）27-32頁

※本報告は、科研費18K01344（大坂）による研究成果の一部である。

●飯考行（専修大学）

「コメント」

●須網隆夫（早稲田大学）

「コメント」

コーディネータ・司会 太田勝造 (明治大学)

《企画の趣旨》

本ミニシンポジウムは、科学研究費補助金・基盤研究(S)「超高齢社会における紛争経験と司法政策」の中の民事訴訟利用者調査の成果を報告するものである。すなわち、民事訴訟の当事者（本人訴訟原告、本人訴訟被告、代理人付原告、代理人付被告）、その訴訟代理人（原告側弁護士、被告側弁護士）の、訴訟行動、訴訟経験、訴訟への評価などについての経験科学的研究の成果を報告するものである。訴訟利用者調査班には多数のメンバーがいるので、2004年データによる第一波研究の村山眞維調査、2014年データによる第二波研究の佐藤岩夫調査、そして第三波となる2024年データによる調査を見据えて、本ミニシンポジウムでは若手中心にパネリストを構築した。

●佐伯昌彦 (千葉大学)

「『和解の成立要因としての当事者および弁護士の意識』の再現研究」

本報告は、前回の訴訟行動調査によって得られたデータに基づき、訴訟上の和解の成立過程に注目した守屋明の分析結果を、今回の訴訟利用調査のデータにおいて再現することを主たる目的とするものである。その結果、裁判開始時の当事者の判決への期待にもかかわらず、弁護士の働きかけによって和解に至るといふ経緯があること、ならびに、その際の弁護士の意識として利益を確実に確保しようとする和解への志向があり得ることについては、前回の分析と同様の結果が得られた。ただし、前回と比較して、今回の調査において弁護士の意識面に若干の変化があり得る可能性も示唆された。なお、このような弁護士からのすすめを受けて和解に至った当事者が、どのように和解を受け入れ評価していくかという点について、当事者の意識について深めた検討をするため、クラスタ分析により当事者を3類型に分け、若干の分析を試みた。

●森大輔 (熊本大学)

「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図の関係——裁判未経験者と経験者の比較——」

「裁判利用行動意図」に関する質問と、裁判にかかる費用や時間が気になるか否かについての質問との間の相関係数は小さく、しかも相関係数は有意な正の値であった。費用や時間が裁判利用の障害になるなら、相関係数は負の値になりそうなにもかかわらずであった。そこで、「気になる・費用」「気になる・時間」の中に、「裁判利用」に対しマイナスの要素と、プラスの要素が、両方含まれているのではないかと思われる。この仮説をモデル化し、SEMで検証した結果を報告する。それによれば、裁判にかかる費用や時間が気になるということには、裁判利用行動意図に対してマイナスに作用する要素とプラスに作用する要素の両方があることが分かったので、マイナス作用の「マイナスイメージ因子」とプラス作用の「権利利益因子」を構築した。

これらの合成因子を用いた多母集団同時分析によって、裁判未経験者と経験者を比較した。その結果、未経験者の方が、平均的に裁判にマイナスイメージを持っていることが分かった。そのことが、未経験者の方が裁判にかかる時間や費用を気にすることにつながるとともに、未経験者の方が裁判利用行動意図が低いことにもつながる。それに対し、権利利益因子の平均や影響は、未経験者と経験者で差はあまりなかった。

●平田彩子 (岡山大学)

「司法システムと自然人・法人——自然人原告の訴訟経験は自然人被告と法人被告で異なるか——」

本報告では、相手が自然人か組織体かによって、自然人原告のトラブル経験・訴訟経験は異なるのかどうかを検討する。Galanter (1974) によれば、自然人は組織体に比べ、「一回限りの訴訟利用者」の性格を強く有し、動員できる資源も豊富ではなく、結果、組織体に対して、不利な立場に置かれていると想定される。本稿は、紛争経験調査と訴訟利用調査のデータをそれぞれ用いて上記Galanter (1974) が想定する自然人・組織体の関係性が実際に当てはまるのかどうかを検証した。紛争段階では、Galanterモデルが想定するような結果がみられた。相手方が組織体の場合、自然人当事者は専門機関への相談をしない傾向があり、この影響はトラブルに対し希望の実現のされにくさにつながっていた。一方、訴訟段階では、Galanterモデルの想定する結果はみられなかった。



●佐藤伸彦（立命館大学）

「訴訟利用調査における自由回答データの分析——裁判制度を利用した利用者のニーズや期待——」

本報告では、訴訟利用調査の自由回答データを用いて、訴訟利用者が民事裁判に対していかなる期待を持ち、どのような意見を持っているのかを、計量テキスト分析と呼ばれる手法を用いて分析する。時間的・経済的成本や精神的・心理的な負担と関連する語などが原告・被告に共通して頻出する一方、裁判の専門性や結果に関する語が原告に多く、裁判の利用経験に関する語が被告に多い。また、「早く紛争を解決させる」「利益を守る」といった語が共通してみられるが、特に代理人付被告で「社会正義の実現」を期待する意見が見られた。もっともコード化されなかった意見の中には、裁判に関する知識や経験のなさから裁判が身近に感じられない、敷居が高いとする意見が見られる。また、裁判に関する知識を教えてほしいといった意見もあった。民事裁判を利用しやすいものとするには、経済的・時間的なコストだけでなく、裁判に関する知識や経験といった部分も不可欠である。

●飯田高（東京大学）

「総括とコメント」

司会 藤田政博（関西大学）

●藤本亮（名古屋大学）

「人間関係の変容とSNSの隆盛～企画趣旨～」

本大会の企画テーマは、人と人とのつながりの規整自体を媒介するメディアとして法を捉え、さまざまな法現象をその視点で観察していくことで、法の社会的機能を改めて考えてみようとするものである。

本企画関連分科会②では、COVID-19の流行とともに「対面」的なつながりが大幅に規整され社会的な当惑と混乱が大規模に生じている一方で、ソーシャルメディアの隆盛は対面的つながりを補完するという機能を超えて、「どこのだれか知らない人」とつながる機会を大幅に増やしている。私たちは、こうした現象により人間関係・社会関係のあり方が決して「当たり前」ではなく構築されていることに改めて向き合うこととなる。

このような現象に法社会学としてどのように取り組むべきかを考える機会として、メディア社会学や情報法との対話を試みる機会として本分科会を企画した。ソーシャルメディア論からの藤代氏の報告は、ネット上の「ミドルウェア」の「情報統合」機能に着目するものである。情報法分野からの成原氏の報告は、SNSのつなぐ機能と切り離す機能にかかり法が果たしうるあるいは果たすべき役割について検討する。松尾報告はアーキテクチャ論の観点で、SNSのコミュニティ/アソシエーションという両義的な性格に着目する。これらの報告を受けて、法社会学の立場からこうした諸問題にどのようにアプローチすべきかを尾崎氏が指定討論者としてコメントする。

※本分科会の藤代・成原・松尾各氏の報告は大会企画委員会からの依頼報告である。

●藤代裕之（法政大学）

「ミドルメディアと情報統合」

まとめサイトなどのミドルメディアは、異なるソーシャルメディアの書き込み、地図情報、ニュース記事を組み合わせ、事件や事故の当事者、コロナウイルス感染者など耳目を集める情報でページビューを稼いでいる。このような「情報統合」は、プライバシー暴きや間違った情報を組み合わせる社会的混乱を生む。また、フェイクニュースを生み出す構造にもなっている。ミドルメディアと情報統合の課題について検討する。

●成原慧（九州大学）

「つなぐ/切り離すSNSと法」

SNSでは、「知り合いかも」と表示されたユーザーに「友達」申請したり、おすすめされたアカウントをフォローしたり、ハッシュタグを用いることにより、空間を越えて人と人がつながると同時に、思想や趣味の近いユーザーがコミュニティやクラスターを形成し、自分たちの好む情報をシェアしたり、意見の異なる他人をブロックしたりすることにより、人と人が切り離され分断も生じている。そこで、本報告では、SNSが人と人をつなぐ機能とともに切り離す機能を果たしていることを確認した上で、関連する最近のアメリカや日本の法令・判例やSNSによる自主規制などを手がかりに、そうしたSNSの二面的な機能を促進・抑制する上で法が果たしうる役割とその限界を示したい。



●松尾陽（名古屋大学）

「メディアとしての法，メディアとしてのアーキテクチャ」

法規制も含む具体的な政策においては，つながりと切断を二項対立で捉えるのではなく，両者の側面が展開によって現れる両義性の問題として捉えられる。イギリスの状況的犯罪予防論やアメリカの割れ窓理論をめぐって生じた論争を素材にして，この両義性の在り方を示す。

そして，このことは，政策のみならず，メディアの問題においても同様である。SNSは，つながりと切断の間で行き来する。一方で，ヒトは，Twitterで公共的な議論を求め，他方で，Twitterのブロック機能を用いる。Twitterのような言語的な接触がウザければ，InstagramやTikTokを用いる（そこでも，同じようなつながりと切断があるであろう）。

SNSをどのように理解するのが難しいのは，それをコミュニティとして捉えればよいのか，アソシエーションとして捉えればよいのかという難しいからであろう。コミュニティは閉鎖的なつながりであるのに対して，アソシエーションは開放的なつながりである（実際はともかく，理念上は）。結局のところ，われわれの人間社会をどのように理解するのか，そして，SNSという情報環境がその人間社会とどのように関係しているのか／人間社会を表象しているのかが問われている。

●尾崎一郎（北海道大学）

「指定討論」

5/22（土） 141.懇親会
18:05-19:30

5月23日（日）

9:00-12:00

- 211. ミニシンポジウム⑦「裁判員制度における評議のグッド・プラクティスを探求する」
- 212. ミニシンポジウム⑧「法社会学からみた科学・学術，政治，法のダイナミクス」
- 213. ミニシンポジウム⑨「リーガル・マインドの脳科学」
- 214. 個別報告分科会②

12:00-13:00 昼食

オルガナイザー・司会 北村隆憲（東海大学）

裁判員制度の施行から10年以上が経過した。裁判員制度について多くの経験的研究がなされてきているものの、裁判員制度の核心である評議については非公開であり裁判員には守秘義務が課せられるためブラックボックスのままであり続けている。こうした状況において評議の相互行為（コミュニケーション）の内実の検討する有力な方法の一つは、模擬評議の分析である。

一方で、この10年以上の時間の経過とともに、裁判員裁判にかかわる実務法律家（裁判官、検察官、弁護士）の実践的・反省的経験知と方法論が一定程度蓄積されたうえでさらなる試行錯誤が行われていると想定できる。したがって、評議の経験的研究には、こうした段階における評議の在り方も含めて、評議コミュニケーションのあり様を経験的に把握することが求められている。

本ミニシンポジウムの報告者は、これまで共同してまた別個に、模擬裁判の評議の録音録画データに基づいて、評議の相互行為の内実を様々な角度から検討してきたが、今回のシンポでは、昨年度に実施した特色ある模擬裁判・模擬評議の録画データを使って、評議コミュニケーションの経験的研究をさらに進展させる。

今回の報告の基礎となる模擬裁判員裁判は、公判も、実務経験豊富な元検察官の研究者や裁判員裁判の経験豊富な弁護士に演じてもらうなど多数の実務法曹の協力による極めて本格的なものであり、裁判員は一般市民から選ばれた方々である。特に、裁判官役には、裁判員裁判の豊富な経験のある現職裁判官3名に依頼した。この裁判官チームは、裁判員裁判についての豊富な経験の蓄積の上に、その経験知を反省的にとらえ返し実務に取り入れるとともに、ファシリテーションの技法などへの精通を通じて、対等で闊達な評議の在り方を追求し、評議運営の安定的な方法論を試行していると思われる裁判官から成る。したがって、この模擬評議は、評議の運営についての現時点における「グッド・プラクティス」の一つを示すものといってもよいだろう。

本ミニ・シンポは、この貴重な模擬評議の録画データを、参加者たちの相互行為の詳細を検討する会話分析・相互行為分析を中心に、刑事法学、言語学、社会学、法社会学、心理学の多様な観点から検討するとともに、裁判官役の現職裁判官にもコメントを頼んでいただくことを通じて、法社会的・経験科学的分析の知見と実務法曹の実践知との間の懸け橋となることにより、評議の法社会的・経験的研究とより良き実践への探求をさらに深めることを目指す。

●第1報告 三島聡（大阪市立大学）

「裁判員裁判の評議における裁判官の主要課題とその対応策」

裁判員裁判の評議における裁判官の主要な課題を数点指摘したうえで、私たちの研究会で独自に実施した模擬裁判で、それらの課題にどのように対応しようとしたのかを考察する。

・三島聡編『裁判員裁判の評議デザイン』（日本評論社、2015年）・三島聡＝本庄武＝森本郁代＝國井恒志「裁判員裁判の量刑評議のあり方を考える——近時の最高裁の判断および模擬裁判をふまえて」法と心理16巻1号62-68頁（2016年）

●第2報告 森本郁代（関西学院大学）

「裁判官と裁判員を『チーム』にする実践」

本シンポジウムで取り上げる模擬評議の特徴の一つに、裁判官が評議のメンバーを指し示すのに「私たち」「このチーム」「みんな」という表現の多用があげられる。こうした表現は、発表者が知る限り、ほかの模擬評議にはほとんど見られない。自他を指示する表現は、両者の関係性を指標することが従来から指摘されている。本発表はこの点に着眼し、これらの指示表現が、評議進行のどのような局面で、誰を指示するのに用いられているのかを分析し、こうした指示表現の選択が、評議の「今、ここ」において何を達成しているのかを、特に、裁判官と裁判員の関係性の構築という観点から考察する。

・Hayashi, Makoto, Hosoda, Yuri, and

Morimoto, Ikuyo(2019) Tte Yuu Ka as a repair-preface in Japanese. Research on Language and Social Interaction, 52:2, 104-123.

・森本郁代(2018)「聞き手」のふるまいから裁判員裁判の評議を考える, 村田和代(編), 聞き手行動のコミュニケーション学, ひつじ書房, 157-178.

・森本郁代(2007) コミュニケーションの観点から見た裁判員制度における評議, 『刑法雑誌』47巻1号, 153-164.



●第3報告 北村隆憲（東海大学）

『評議における相互理解の達成と技法』

評議の適切な進行のためには参加者間での相互理解＝共通理解が欠かせない。「理解」というものを心の中や脳内で生じる無時間的な出来事ではなく、人々の相互行為の展開とともに実現されていくと考える観点にしたがって、評議のやりとりの詳細を分析することでどのように相互理解（および、相互理解の欠如としての誤解）が生じ、それらが評議にどのような帰結を及ぼしうのかを検討できる。具体的には、相互理解を達成するために裁判官により使用されている相互行為上の技法を検討するとともに、裁判官に自明視されている判決作成への行為志向が裁判員による評議内容の理解にどのような帰結を生じさせているかを観察する。

・北村隆憲(2020)「裁判員評議における発話行為の「類型」と「位置」－「法と言語」研究への相互行為分析からの寄与」法と言語5巻1-24頁

・北村隆憲(2019)「裁判官のアイデンティティと実践の諸形式－評議における相互行為資源としての「後ろの位置」」法社会学85号 181 - 208頁

●第4報告 小宮友根（東北学院大学）

「『対等な』議論のための『非対称な』相互行為」

裁判官と裁判員が「対等な立場で議論する」ことは、裁判員裁判の重要な意義であると言われてきた。けれど、「対等な立場での議論」とは具体的に「議論」がどんな特徴を持つことを意味するのか、また意味すべきなのだろうか。

本報告では模擬評議の会話分析から、評議コミュニケーションの構造上の特徴が、評議参加者どうしの対称／非対称な関係をどのように作り上げているかを考察する。評議を観察してみると、裁判官と裁判員の関係が非対称となるような構造的特徴はいくつも見つけることができる。たとえば証言の内容をどう確認するか、量刑において考慮すべき事情をどう整理するかなど、評議の進行は基本的に裁判官によって主導されていた。

こうした特徴は、見方によっては裁判官が裁判員に対して優位な立場で議論を進めている証拠と捉えられるかもしれない。他方で本報告は、むしろ裁判官と裁判員が「対等な立場」で議論に参加することによって「非対称な」相互行為上の特徴がどのような貢献をしているかを検討することで、「対等な立場」での評議とはどのようなものかという問いに対して一定の見通しを与えるを試みる。

・小宮友根, 2018, 「意見交換と教育のあいだ——『話し合い』における諸活動」村田和代編『話し合い研究の多様性を考える』ひつじ書房, 21-38。

●國井恒志(裁判官)

「コメンテーター」

●サトウタツヤ(立命館大学)

「コメンテーター」

コーディネータ・司会 木下麻奈子（同志社大学）

●木下麻奈子（同志社大学）

「企画の趣旨：法社会学からみた科学・学術、政治、法のダイナミクスとは」

本ミニシンポジウムは、学術・科学研究が、法や政治と歴史的にどのように関わってきたか、そして関わることによりどのような社会現象が生じるのかについて、学術的について論じていく。具体的には、メディアと政治、法と情報、政治と司法、法と政治、科学と政治といった多様な観点からの報告が行われる。これらの報告の根底には、事実・情報からの視点と、科学・学術のパワーという視点の2つが綾のように織り込まれている。

私たち研究者がこの問題を観察し分析することは、研究者に課されたタスクである。それに留まらず、私たちが当事者として、言論の多様性の必要性が担保された環境でどのように政治と向き合い、どのように学問に携わるか、それを可能とするにはどのようなルールが必要なのかを考えることも重要である。このミニシンポジウムがその契機となることを期待している。

●小林哲郎（香港城市大学）

「メディアと世論形成：分断と極性化の視点から」

香港における抗議行動やアメリカ連邦議会襲撃など、政治や法の公平性に関するリアリティが共有されないことがもたらす分断が様々な形で観察されている。アメリカでは70年代以降、政治的エリート内での政治的極性化が進み、市民レベルでも党派的感情に基づく対立が激化している。香港でも中国との関係やアイデンティティの問題と絡まり合いながら、市民の間の党派的な対立が短期間で激化し、法に基づいた判決が対立する党派の両方から批判される「敵対的司法認知」が見られるようになっている。このような分断と極性化の原因の一つとしてしばしば指摘されるのがメディアである。無数の選択肢から選び取る高選択なメディア環境では、政治的知識ギャップが拡大したり、党派的な選択的接触によって感情的極性化が進みやすくなることが指摘されている。しかし、メディアが世論の分断と極性化に果たす役割は必ずしも実証研究によって一貫して支持されているわけではない。近年の分断と極性化の観点からメディアと世論形成の関係について概観し、さらに日本に対する含意について議論したい。

●見平典（京都大学）

「司法と政治の交錯」

本報告は、近年独立機関に対する政治部門の介入が目立つことを受け、最高裁判所と政治部門の相互関係について、経験的および規範的な考察を加えようとするものである。とりわけ、最高裁判所裁判官人事の問題と、憲法裁判における最高裁判所の政治的情勢判断の問題を取り上げる。

具体的にはまず、日本の最高裁判所裁判官人事をめぐる近年の動向を整理する。その後、最高裁判所裁判官人事において今後候補者の法的・政治的見解が従来よりも大きな意味を持つようになる可能性があることを踏まえ、それらの要素が支配的な選任基準として機能しているアメリカ連邦最高裁判所裁判官人事の実態、背景、影響について検討し、今後の日本の裁判官人事のあり方に対する示唆を得る。

続いて、憲法裁判において最高裁判所が政治的な情勢判断を行ったとみられる日米の例を指摘し、その背景を整理するとともに、それが提起する経験的・規範的な問題について考察を加える



●郭薇（静岡大学）

「立法過程における法学者のかかわり方に関する一考察：『知識提供』から『意見調整』へ」

近年、法律の高度専門化に伴って、いわゆる「素人」である市民が法改正に影響を及ぼすことの難しさが問題視されており、立法の現場では情報の公開やヒアリングなどの形で市民参加のあり方が模索されている。一方、立法に関与する専門家の知識のあり方についての研究はまだ少ない。報告者のこれまでの研究では、近時日本の刑事立法において法学者の議論がメディアの言説によって制約される場面を検討した。その現象は、外国法や法実務に関する知識の提供を通じて、法改正を「指南」するという従来の法学者による立法関与のあり方が挑戦されていることを示唆する。

本報告では、立法過程における法学者のもう一つのかかわり方、「意見調整役」としての振る舞いに着目する。まず、法学者による立法学の展開を確認し、法律の整合性など法解釈論に依拠しながらも、他分野の知見を包摂する理論的な傾向を示す。次に、公訴時効の見直し（2010年）、取調べ可視化（2016年）、刑法性犯罪規定の見直し（2017年）、三つの法改正に関する法制審議会の議事録と報道にもとづき、法学者が法律学以外の立場による意見を参照・整理・調整していることを概観する。最後では、法学者による「意見調整」が議題や審議手続のデザイン、対話の相手に対する理解や関連研究の状況に影響されていることを言及し、問題点も提示する予定である。

●出口雄一（桐蔭横浜大学）

「法学における戦時と戦後——立法・解釈・『科学』」

戦時体制下の総力戦、占領管理体制下の戦後改革、そして占領終結後の「逆コース」という目まぐるしく変化する政治過程を経て形成されていった日本の「戦後体制」において、法と法学、更にその担い手である法学者はどのような役割を果たしたのであろうか。本報告では、既存の法学と意識的に距離をとって形成され、「戦後体制」のサブシステムとしての役割を果たした「戦後法学」について、「逆コース」下の学生選挙権をめぐる茨城大学星嶺寮事件（最判（大法廷）昭和29年10月20日）を手がかりとしてその形成過程について実証的にアプローチし、広渡清吾が指摘する「戦後法学」の「方法」としてのマルクス主義、その「分野」としての法社会学——同時代的には「科学」という用語で結びつく——が、「戦後法学」の担い手たちが手掛けた立法と解釈という「法学的」営為にとってどのような意味を持ったかを明らかにする。この過程を歴史的に明らかにすることを通じて、日本国憲法という「価値」を共有していた既存の法学との関係を「解釈法学と科学的法学の二つの傾向」（長谷川正安）とする「戦後法学」の側からの把握を相対化し、同時代史の中に位置付け直すことを試みたい。

●小林傳司（大阪大学名誉教授）

「『誤りうる科学技術を正当に科学技術として扱う』とは？」

昨年以來、世界はコロナに翻弄されている。今日の当たり前にしている事態を、科学技術社会論の立場から表現すれば、「作動中の科学」(B. Latour)を一般市民が目撃していると形容できる。教科書の類に記されている確実な知の体系としての科学ではなく、誤りを含みながら研究の進展とともに訂正され、日々更新されていく知の生成過程である。

他方、社会の側は科学に基づく意思決定を期待する(科学的助言)。審議会、メディアに「専門家」が登場し、さまざまに多様な見解を述べ続ける。政策決定に求められる時間は科学界の合意形成にかかる時間と整合しない。BSE事件、福島第一原子力発電所の事故以来、「科学的助言」の在り方について世界で議論が進んできた。にもかかわらず、今回のコロナ禍(Covid-19)にうまく対応できた国は極めて少ない。「不確実性を含む科学技術を社会的意思決定に利用するために、何を考えねばならないのか」、この問いについて検討してみたい。

●城山英明（東京大学）

「ディスカッサント」

●高橋裕（神戸大学）

「ディスカッサント」

コーディネータ・司会 加藤淳子（東京大学）

《企画の趣旨》

本ミニ・シンポジウムは、科学研究費補助金・基盤研究(A)「法的判断の構造とモデル化の探求：AIはリーガル・マインドを持てるか？」の中間的な研究成果を報告するものである。この研究は、ニューロ・ローと呼ばれる新しい学際的研究分野であり、文理融合の学際的研究である。

磁気共鳴画像法(MRI: Magnetic Resonance Imaging)は、脳内の水分子の水素原子の原子核プロトンに磁場をかけつつラジオ周波数パルス照射して励起させてから、照射を止めてプロトンが平衡状態へ戻るときに放出する光子を受信し、解析することで脳の静止画像を描く技術である (Huettel, Scott A., Allen W. Song, & Gregory McCarthy (福山秀直監訳) (2016) 『fMRI：原理と実践』メディカル・サイエンス・インターナショナル [Huettel, Song, & McCarthy, Functional Magnetic Resonance Imaging (3rd ed.), Sinauer Associates, 2014] など参照)。

このMRI技術を応用して、連続的に撮影した脳画像から神経活動に伴う代謝活動を計測する技術が、物理学者の小川誠二が1990年代初頭に開発した、機能的磁気共鳴画像法 (fMRI: functional Magnetic Resonance Imaging) である。これは、血中ヘモグロビン分子の磁性が、酸素化状態の反磁性と脱酸素化状態の常磁性という形で逆転することを用いて、脳の活性領域 (以下、専門に近い用語の「賦活領域」と呼ぶ) を探知する方法である。酸素化状態と脱酸素化状態による磁性の逆転現象によってBOLDコントラスト (BOLD: Blood-Oxygenation-Level Dependent) が生じる。脳の賦活領域で酸素不足となり、それをトリガーとして、周辺から酸化状態のヘモグロビンを多く含む新鮮な血液が過剰に流入することで、脱酸化ヘモグロビンは洗い流される。結果として脳画像における輝度値が上昇する。こうして、BOLDコントラストの探知で脳のその時点での賦活領域を非侵襲的に特定できる。このようにfMRIは、非侵襲的に脳活動をリアルタイムで計測することを可能ならしめ、脳機能の研究に革命をもたらした。

本ミニシンポジウムでは、刑事事件における刑の量定という法的判断における感情の役割を脳科学的に解明することを通じ、リーガル・マインドの本質に迫ろうとする研究の中間的成果を報告するものである。具体的には、(1)法専門家と法の素人にMRI装置に入ってもらい、(2)日常的判断と法的判断を繰り返してもらい、その間、継続的に脳をスキャンして脳画像を撮影する。それによって、統計的処理による分析を通じて脳の賦活部位を探知し、(1*)法的判断と非法的判断における脳活動の差異の有無、(2*)法専門家と非専門家の間での脳の使い方の差異の有無を探求する。また、(3)このような脳科学及び認知科学の蓄積を応用して、交渉、説得、弁論などの法実務の質の向上への示唆を考察する。コメンテータとして、刑事裁判官としての長い経歴を活かして法科大学院で教鞭をとられている刑事法専門家からのコメントを頂く。

パネリスト

●浅水屋剛（東京大学）

「法学における脳神経科学研究：法専門家と非法専門家の判断（仮題）」

物理学博士でMRI計測並びに脳画像処理の専門家として、まず、脳機能の計測方法についてその歴史と原理を概観する。次いで、報告者の専門である脳画像の画像処理の原理と実践について、その計測・解析手法について詳述する。fMRI実験の研究デザイン、得られた脳画像データの下処理、その上での統計学的処理について説明する。また、研究の実践面として、実験参加者（被験者）の選定やヴィニエットの構築、MRI装置に入って作業をしてもらう際の注意点などを説明する。

以上を踏まえた上で、「リーガル・マインドとは何か？」という問いに応えるべく発足したプロジェクトとそこで行われた実験について紹介する。その際には、法学者ではない、自然科学者としての報告者の観点から、この実験を通じ、科学研究における適切な問題設定の重要性を強調したい。

本ミニシンポジウムの《企画の趣旨》で説明された(1),(1*)と(2),(2*)を、加藤淳子氏と手分けして紹介するが、二つの報告の間で具体的にどのように分担するかは、時間の都合等を考慮して、臨機応変に行う予定である。



●加藤淳子（東京大学）

「社会科学における脳神経科学研究：法的判断と日常的判断（仮題）」

政治学者、とりわけ「ニューロ・ポリティクス(NeuroPolitics)」の草分けとして、fMRI等を用いた脳神経科学の応用を、政治学や法学といった社会科学の分野で実践してきた研究者として、報告者はリーガル・マインド研究のこれまでの成果と展望とを論じる。

まず、政治学の分野で報告者が従事してきた研究であるニューロ・ポリティクスの研究成果の中のいくつかを紹介する。これは、ニューロ・ローのリサーチ・デザインの在り方を示唆する導入ともなっている。

その上で、本プロジェクトによってこれまでに解明された成果として、刑事裁判での量刑における理性と感情の関係性について報告する。リサーチ・デザインは、強盗殺人の共同共謀正犯などの二人の被告人について、一人はその後反省悔悟の情を深く示し、他方は全くそのような反省悔悟を示さなかった事例を複数作成し、その量刑判断を法の素人と法専門家に、実験参加者（被験者）として行ってもらう。その判断作業をfMRIの中で実施してもらい、脳画像を撮影して統計的に分析する。同時に、実験参加者（被験者）には、非法的な課題（日常的課題）で、量刑判断と類似の構造の課題もいくつか実施してもらう。やはりその際の脳画像を撮影し、統計的に分析した。

以上の研究の成果として、脳神経科学研究としても非常に価値のある知見が得られており、その一端を報告する。

●太田勝造（明治大学）

「認知脳科学と法実務」

ニューロ・ローと呼ばれる新たな研究領域が発展してきている。fMRIによる脳の機能的分析は、報告者が研究者となった40年前には存在しておらず、しかも、20年後には法学者も脳画像を撮影してリーガル・マインドを研究できるかもしれないといっても、誰も本気にはしない時代であった。事実、報告者も自分自身が死ぬ前に、脳神経科学研究や認知科学研究の共同研究を自然科学者とともに科研費の基盤研究として行うようになるうとは思っても見なかった。

認知科学や実験心理学の成果は行動経済学として経済学を大きく変容させつつあり、その一部は「法と行動経済学」という新たな学際的分野として法学にも影響を与え始めつつある（オレン・バー＝ギル『消費者契約の法と行動経済学』太田勝造・谷みどり・新堂明子・沖野眞己共訳、木鐸社、2017年など参照）。

しかしながら、和解交渉や訴訟での主張立証、法的弁論などの弁護士業務の具体的実務への影響はあまり生じていない（例外として池谷裕二・鈴木仁志『和解する脳』講談社、2010年、鈴木仁志「和解の脳科学的考察：『和解技術論』との逢着点」豊田愛祥・太田勝造・林圭介・斎藤輝夫（編著）『和解は未来を創る：草野芳郎先生古稀記念』信山社、2018年も参照）。

本報告では、認知脳科学の成果を参照しつつ、弁護士の法実務の改善向上を論じる研究書を紹介する形で（Daniel E. Holloway, Lawyers, Judges, & Semi-Rational Beasts: Cognitive Science and Persuasion, Babler Publishing, 2020）、ニューロ・ローの法実践への影響のあるべき姿を探ることにする。

コメンテータ

●稗田雅洋（元刑事裁判官、早稲田大学法務研究科教授）

「裁判員裁判経験のある裁判官からのコメント」

司会 金子由芳（神戸大学）

●佐々木通孝（鳥取大学）

「最高裁判決が遺伝子の特許権に及ぼした影響— Myriad事件を題材にした実証分析 —」

本稿の目的は、Myriad事件最高裁判決が遺伝子の特許権の価値へ及ぼす影響を、実証的に分析する。より詳しくは、株価の変化に着目し、判示された内容が遺伝子研究に関する投資インセンティブを増大させたのか、あるいは減少させたのかを探ることである。

2013年6月13日に、乳癌と卵巣癌の発症に関する遺伝子の特許権について米国の連邦最高裁判所が判決を下した。Myriad事件最高裁判決と呼ばれる判決である。Myriad事件では、Myriad Genetics社の遺伝子の特許権が無効であるか否かが争われ、争点は特許適格性であった。最高裁判決は遺伝子の特許権に関して、自然界に存在するDNAは天然物であり単離されただけでは特許適格性はないと解釈を示すと同時に、cDNAは自然界に存在しないので特許適格性を有すると解釈を示した。10年以上前から米国特許商標庁が採用してきた遺伝子に関する特許適格性の解釈を変更する内容であると同時に、遺伝子の特許権者にとって有利と不利、両側面を持ち合わせる解釈が、米国の特許制度に組み込まれたことになる。

実証分析の結果、上記最高裁判決によって、遺伝子の特許を有した日米のヘルスケア企業の株価は、平均的に下落したことが明らかになった。この結果は、上記最高裁判決は、企業価値に影響を及ぼすほど遺伝子の特許権の価値を減少させ、ひいては、遺伝子研究に対する投資インセンティブを弱めたことを示唆している。

●井上由里子（一橋大学）・佐々木通孝（鳥取大学）・吉岡（小林）徹（一橋大学）

「わが国の標識関連紛争における『需要者アンケート』の利用実態— 日本商標協会会員対象の実態調査に基づく分析 —」

本報告の目的は、日本の標識関連紛争における立証手段としての「需要者アンケート」の利用実態を明らかにするとともに、米国の利用実態調査結果と比較し、日米の相違を規定する要因を探求することにある。

商標法や不正競争防止法には、「使用による識別力」（商標法3条2項等）、「普通名称」（同法3条1項1号等）や「混同のおそれ」（不正競争防止法2条1項1号等）など、需要者の認識に関連する要件が多数ある。これらを立証する手段である需要者アンケートは、米国では実施が必須と認識されるほど一般化しているのに対して、日本では利用頻度は少ないとされているが、日本の需要者アンケートの利用実態を定量的に実証分析した研究はない。

そこで、申請者らは、日本商標協会（Japan Trademark

Association：JTA）の協力を得て、弁護士や弁理士、企業の商標担当者ら実務家を対象に、需要者アンケートの利用実態について調査（以下、「JTA調査」という）を行った。質問票では、実施経験の有無、実施した調査の内容・費用のほか、需要者アンケートに対する知識・関心・態度、調査専門家へのアクセス、裁判官の需要者アンケートに対する態度についての質問等も設けている。

JTA調査の結果、日本の実務家の需要者アンケートの実施経験数は米国に比して顕著に低いことが明らかになった。実施経験と需要者アンケートに関する態度との間に関連性があるとの結果も得られている。実施費用のほか、知識、調査専門家へのアクセス、裁判官の態度等が、日本での需要者アンケートの利用を阻害する要因であることも示唆された。



●金子宏直（東京工業大学）

「法学教養科目を取り巻く環境 -国立大学法人を例として-」

大学学部における法学部以外の学生を対象にする法学科目を法学教養科目と呼ぶことにする。2020年度本学会で理系国立大学における法学教養科目に関する個別報告を行った際、教養科目としての法学の内容について質問を頂いた。これらの質問をふまえてより一般的に法学教養科目の現状を明らかにする必要がありと考えられる。

本報告では、文系ではあるが法学部や法学のコースなど法学専門教育課程をもたない教育系国立大学も考察対象に含め、シラバス・教科書等の講義関連の公開情報をもとに法学教養科目についての考察を行う。これらの大学における法学教養教育を行うための重要な基盤である附属図書館における、法学関連蔵書等についても考察する。

また、講義関係の公開情報に加えて、2020年10月に実施した全国国立大学の法学教養科目担当者を対象としたアンケート調査のうち教科書等の利用状況等に関する回答結果を紹介する予定である。

個別報告にあたり、質疑応答の時間を対話形式のフリーディスカッションとして情報交換の場としても報告を行えればと考えている。

●齋藤宙治（東京大学）

「面会交流・養育費の取り決め及び履行の変容」

面会交流（別居親と子どもの定期的な面会）及び養育費（別居親による子どもの養育費用の分担支払い）は、離婚後の子どもの養育に関する重要事項である。その取り決めの促進や履行確保のあり方については、長年の社会問題となっている。しかし、その実態に関する定量的なデータは十分ではない。

そこで、報告者は、離婚経験者に対するインターネット質問票調査を実施した。本報告では、主に、過去の経年変化に着目した分析を行う。具体的には、離婚届の書式変更などによる効果を検証する。2011年（2012年施行）の民法改正によって、離婚後の面会交流及び養育費について、民法上の明文化がなされた（766条1項）。同改正を踏まえて、離婚時の取り決めの促進をはかるために、2012年から離婚届の書式が変更され、養育費と面会交流の取り決めの有無をチェックする欄が追加された。また、2016年からは、各市区町村の窓口で離婚届用紙と併せて、法務省作成の公式リーフレット（「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」）が配布されるようになった。これらの効果の有無を検証する。また、近時のコロナ禍による影響についても報告する。

5/23（日） 昼食
12:00-13:00

5月23日（日）
13:00-16:50

231. 全体シンポジウム
【つなぐ法・きりはなす法】

16:50-17:00 241. 理事長閉会挨拶

司会 見平典・齋藤宙治（京都大学・東京大学）

●藤本亮（名古屋大学）

「つなぐ法ときりはなす法～企画趣旨」

大会の企画テーマは、人と人とのつながりの規整自体を媒介するメディアとして法を捉え、さまざまな法現象をその視点で観察していくことで、法の社会的機能を改めて考えてみようとするものである。

本大会での企画関連ミニシンポ①では、刑事司法過程に着目し「修復的司法」を題材にこのテーマにアプローチする。企画関連ミニシンポ②では、ソーシャルメディアに着目し人と人とのつながりと切り離しの両義性を探る。こうした具体的な対象の分析をふまえ、この全体シンポジウムでは、人と人とのつながり方（きりはなされ方）の各場面や個人情報のあるあり方の変容に注目して、憲法学・情報法や法人類学・社会人類学と法社会学との対話を行う。

山本氏の報告は、憲法学・情報法でのプライバシー権論の「現在地」をふまえ「つながり」構築の方向性を探る。石田氏の報告は、伝統社会の紛争過程における「交渉停止」手法を題材に、「きりはなし」が「つながり」につながるプロセスを分析する。郭氏の報告は、法社会学・法情報学の観点から公共的議論における法言説に着目し、メディアとしての法にかかる法社会学への課題提起を行う。以上の報告を受け、法社会学の立場から久保氏が指定討論者としてコメントする。

※山本・石田・郭各氏の報告は大会企画委員会からの依頼報告である。

●山本龍彦（慶應義塾大学）

「憲法学におけるプライバシー権論の展開と『つながり』」

憲法学におけるプライバシー権論の発展を説明し、その「現在地」を描出する。そこでは、自己情報コントロール権ないし情報自己決定権を支持する見解と、これに反対する新説（菅我部説、斉藤説、音無説etc.）との相克が見られる。本報告では、両者の議論について検討したうえで、前者の優位性を主張したい。デジタル社会における「つながり」構築のためには、前者が観点が重要であると考えられるからである。また、情報自己決定権論の観点から、データポータビリティ権の憲法的位置づけについても検討する。

●石田慎一郎（東京都立大学）

「African litigiousnessのとらえ方：民族誌の新しい比較」

植民地行政文書と研究文献の両方でAfrican litigiousnessの語り口をこれまで何度か目にした。私は、植民地行政官の評価に権利主張するアフリカ人を忌避する視点を、社会人類学者の評価にアフリカの村落もまた訴訟社会だとする積極的視点をみる。バロツェと英米を比較した人類学者もアフリカ四社会を比較した人類学者も、アフリカの多くの民族社会をlitigiousとみたが、私が研究するイゲンベでは、当事者間の交渉を一旦停止する手法が優越し、その意味でlitigiousではない。この「きりはなし」の末にいかにして「つながり」が得られるのか。この事例を手掛かりに「つながり・きりはなし」の視点で紛争処理を考察し、アフリカ内外の新たな比較を試みる。



●郭薇（静岡大学）

「法学は公共的議論にとって有用か：『ファクトチェック』と法律家の情報発信」

法律論は、近代民主政の統治原理と密接している一方、高度な専門職業と化した学問の産物でもある。本報告は、法言説が社会問題を扱う公共的議論においてどのような役割を果たすかを観察し、メディアで注目された事例を素材に法の媒介機能の特性を描出する。具体的に、犯罪関連のエスノグラフィーをはじめ調査情報の検証に関する法律家と社会学者の方法論的論争（アメリカ）*を概説し、著作物の類似性が問題視された五輪エンブレム事件（日本）とも比較しながら、公共的議論における法言説の影響と限界を考察し、法社会学への課題提起を示す。

*早期のBLM運動に関係するアメリカ社会学者Alice Goffmanの著作「On the Run(逃走中?)」に対する批判から発展してきた議論群

●久保秀雄（京都産業大学）

「指定討論」

5/23（日） 241.理事長閉会挨拶

16:50-17:00